

# 長岡宮内裏跡出土甲冑小札から広がる世界―「内兵庫」と挂甲―

下向井 龍彦

## はじめに

二〇一〇年二月一九日の朝刊各紙は、長岡宮内裏の殿舎跡から甲冑小札二七枚分三〇点が出土したというニュースを、「皇位象徴の甲冑小札長岡宮内裏跡で発見」という、いささかセンセーショナルな見出しで報道した。報道機関への発表の数日前に、三重大学の山中章氏と調査担当者の梅本康広氏から電話で意見を求められたものの、そのときすぐには明快な返事ができなかった。報道機関への発表の前日に梅本氏からいただいた報道提供資料「長岡宮の内裏跡で鉄甲を発見」の内容は、非常に興味をそそられるものではあったが、出土小札をいかに評価するかという点で、私のイメージとはかなりの隔たりがあった。そこで私の意見を整理して電子メールでお伝えし、電話取材を受けた複数の新聞社の記者にも同じ内容を語った。

小論は、いただいた報道提供資料（以下「資料」）の内容を文献史学の立場から検討し、草稿完成後に刊行された調査報告書<sup>①</sup>によって補訂したものである。ふだん発掘調査情報に接する機会の乏しい私に、いち早く最新情報を提供してくださった山中・梅本両氏に厚く感謝したい。なにぶんにも短時間でまとめたもので、見落とした重要な史料や先行研究も多々あると思う。読者諸賢のご叱正を乞う次第である。なお、いったん脱稿したあと他の仕事に取り組んでいたため発表が今日まで遅

れてしまったことを、付記しておく。

## 一、発掘成果の概要と本稿の課題

「資料」および調査報告書によれば、二〇〇九年六月二三日と八月二〇日の長岡宮跡第四七二次調査において、第二次内裏「東宮」正殿である平安宮内裏紫宸殿相当殿舎の南東約二〇メートルの地点から、基壇を備えた東西棟掘立柱が発見された。柱と基壇縁石は解体時に抜き取られ、抜取跡は他所から搬入した良質粘土で埋められていた。建物は、正殿との位置関係から内裏の東第二脇殿、平安宮内裏春興殿相当殿舎であると推定された。その基壇縁石採取跡の埋土中から細片化した鉄甲小札約三〇点が出土したのである（図1・図2・図3）。

桓武天皇は、平安京遷都に向けて「東宮」を含む長岡宮を解体するため、延暦十二年（七九三）正月二十一日に「東宮」から「東院」に遷御したが（『日本紀略』）、この「東宮」脇殿建物は天皇の「東院」遷御直後に解体され、鉄甲小札も脇殿解体時に基壇縁石採取跡に埋納されたものと考えられている。「資料」は「調査成果のポイント」として、第一に、内裏から鉄甲が出土したこと、第二に、六世紀後半から八世紀後半までの約二〇〇年間に作られた小札が混在していること、第三に、内裏東第二脇殿（平安宮内裏春興殿に相当）が武器収蔵庫であったことが考古学的に実証されたこと、の三点をあげる。



図1 長岡宮第2次内裏「東宮」と調査地の位置  
(「資料」添付図より引用)

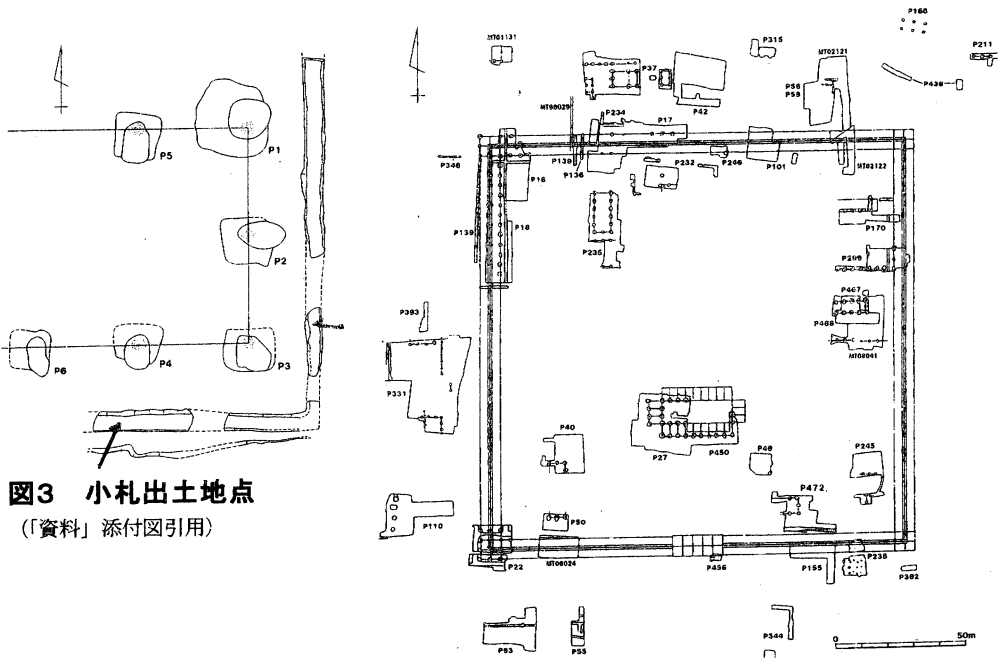


図3 小札出土地点  
(「資料」添付図引用)

図2 第2次内裏「東宮」遺構配置図  
(「資料」添付図より引用)


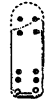
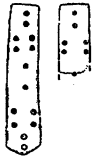
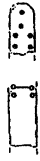
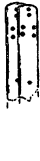



頭部形状	円頭		方頭・個円頭					
	2列 (○)		1列 (○)					
縦孔数	4孔		8孔 (△)				4孔 (△)	
下層孔数	3孔 (☆)	2孔 (☆)	2孔				3孔	3孔
第3縦孔	なし	なし	あり (●)				なし (●)	あり
小札最大幅	20mm程度	18mm程度	20mm前後 (▲)	15mm前後 (▲)	10mm前後 (▲)	8mm前後 (▲)	20mm前後	
横式図								
	A1類	A2類	B1a類	B1b類	B1c類	B1d類	B2類	C類

図4 春興殿相当殿舎出土小札の分類 (『報告書』p112より引用)

「資料」はとくに第二点目に注目し、「累代の伝世品が含まれていること」から出土小札Ⅱ甲冑の性格を、「新旧の甲冑が天皇の警護や儀式の際に共に使用されることがあったとは考えにくい」ので(この点には実は問題があるので)、非常事態に備えて天皇警護のために装着する「実用可能な最新式甲」とは別に、皇位を象徴する御物の要素を有した甲<sup>1)</sup>が存在していたこと、「大和王権以来の天皇権力を象徴する武器として機能した可能性」があること、を想定している。この指摘が、新聞報道の見出しに「皇位象徴の甲冑小札 長岡宮内裏跡で発見」として大きく取り上げられることになったのであった。

また「資料」は小札が殿舎解体時に埋納されたことにも着目し、飛鳥寺塔心礎や東大寺金堂大仏須弥壇から甲冑が出土している事実と関連づけて、「その建物の性格を反映

して何らかの祭祀的行為が伴っていた可能性」があるという重要な指摘をしている。

さらに「資料」は出土小札三〇点を、すでに知られている挂甲小札と比較検討して分類したうえで作成年代を以下のように編年し、注目すべき事実を明らかにした(図4)。

一期 六世紀末、七世紀前半前後より六八〇年代前半 A1類・A2類・C類・D類。古墳時代以来の挂甲で、大阪府シヨツカ古墳・埼玉県小針鎧塚古墳・奈良県藤ノ木古墳・群馬県観音塚古墳・奈良県飛鳥寺塔心礎(以上、六世紀後半〜末)、宮城県郡山遺跡I期官衙(六六〇年頃〜六八〇年代前半)などに類例がある。

二期 八世紀前半 B2類。諸国から貢進された甲で、千葉県囲護台遺跡・奈良県平城宮跡若大養門(八世紀初頭)、千葉県平賀惣行遺跡(八世紀第二四半期)に類例がある。

三期 八世紀中葉 B1a類・B1b類・B1c類。東大寺金堂須弥壇出土品(天平勝宝元年(七四九)から天平宝字四年(七六〇)ごろ)、正倉院伝来品に同型品がある。三期の小札のうち二点は幅約一、二センチで有機物の痕跡があり、それが組紐と革であったことが確認され、造兵司で製作されたものと推定している。

四期 八世紀後半 B1d類。幅八センチ極細タイプの造兵司製作と考えられる最新型と諸国貢進品が確認され、茨城県鹿の子C遺跡・東京都武蔵国分寺跡・大宰府跡に類例がある。

このように、春興殿相当殿舎跡出土挂甲小札はわずか三〇点でありながら、六世紀後半から八世紀後半までの約二〇〇年間に作られた小札が混在していたことが明らかになったのである。

以上の発掘調査の成果を受けて、私は第一に、平安京内裏春興殿相当殿舎から甲冑小札が出土していることに注目して平城宮・長岡宮・平安宮の春興殿(相当殿舎)の甲冑収蔵庫としての性格について、第二に、

同一地点から出土したわずか三〇点の小札のなかに二〇〇年もの長期にわたる形式が混在すること、また中央製品と地方製品が混在することに注目して、律令国家の中央武器庫「兵庫」収蔵甲冑の生産・管理・修理のあり方について、第三に、それらが殿舎解体に当たって丁寧な埋納されていることに注目して小札埋納の儀礼的意味について、文献史学の立場から検討を加えてみたい。本稿が、これまであまり研究されてこなかった中央官司「兵庫」「内兵庫」について、また中央における挂甲管理についての基礎的事実を明らかにすることができ、さらに武器論・儀礼論にながしかの貢献ができれば幸いである。

## 二、「内兵庫」春興殿・安福殿

### 1、挂甲収蔵庫としての内裏春興殿

小札の出土地点は平安宮内裏春興殿に相当する殿舎跡であった。そこでまず、平安宮春興殿が大量の挂甲を収蔵する武器庫であったことを確かめることからはじめたい(図5)。このことについては「資料」「報告書」でも紹介されており、またすでに中村光一氏が論文「内裏春興殿収蔵の挂甲について」において、春興殿の役割が「非常の際の天皇警固を目的とする武器の収蔵であった」と論じているが、ここでは私の問題関心に立つてあらためて春興殿挂甲収蔵機能について再確認しておく。

『三代実録』元慶八年(八八四)二月二十一日条に、

挂甲四百領、頒給左右近衛府各二百領、此甲、尋常納内裏春興殿、天皇入東宮之後、遷納東宮書殿、今出而給之、以兵庫

殿、給左右衛門左右兵衛四府、並為廿三日即位、以此着用也とある。踐祚直後の光孝天皇が「東宮」である西雅院(図6)に入った後に、「尋常」では内裏春興殿に収蔵している挂甲四〇〇領が東宮書殿に遷納され、二十三日に予定されている即位式の二日前の二十一日に、

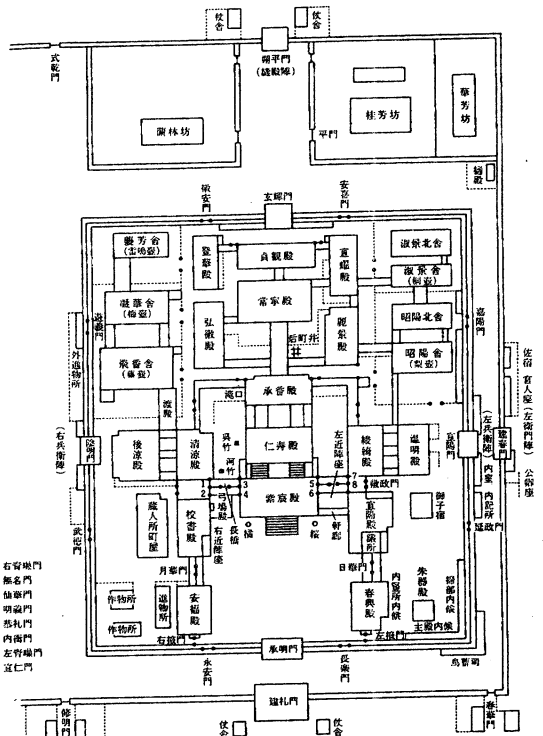


図5 平安京内裏図

(『岩波日本史事典』より転載)

即位式における近衛官人・舎人の着用料として左右近衛府に二〇〇領ずつ頒給されたのである。左右衛門府・左右兵衛府着用料には「兵庫」

(この時期は「左右兵庫」を指す)収蔵挂甲が宛てられた。

光孝は、受禪の翌日の二月五日に自邸東二条宮から東宮西雅院へ入御し、同日、左右馬寮の監護と伊勢・近江・美濃三關の固関を命じ、左近衛少将藤原高藤・右近衛少将平正範等に命じて内裏の「鈴印匙鑑」を「東宮南門内西掖」に運び置かせた(『三代実録』同日条)。挂甲四〇〇領が東宮書殿に遷納されたのも、これら一連の天皇踐祚・東宮(西雅院)遷御儀礼の一部であり、日にも二月五日かその直後であったと思われる。五日から、左右近衛府が東宮諸門の警衛に立つことになるが、後述するように近衛官人・舎人は「常儀」の警衛に挂甲を着用することはないから、通常の諸門警衛に着用するために挂甲が遷納されたわけではない。二月二十八日の内裏遷御(『三代実録』)までの二十四日間、東

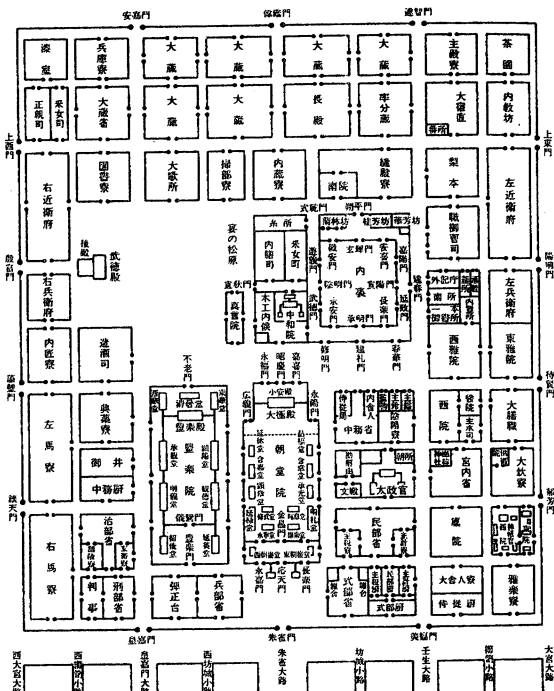


図6 平安京大内裏図

(『岩波日本史事典』より転載)

宮西雅院は光孝の臨時居所となっていたのであり、その間、左右近衛府着用料の挂甲は、即位式での着用のために左右近衛府に出給していた期間を除いて、仮の春興殿ともいべき東宮書殿に安置されていたのであった。以上の経過からまず第一にわかることは、元慶八年(八八四)二月五日まで、また二月二十八日以後、すなわち「尋常」においては平安宮内裏春興殿が左右近衛府官人・舎人の着用する挂甲数百領の収蔵庫であった、ということである。『三代実録』貞観十三年(八七二)六月二日条にも、

去貞観八年出<sup>二</sup>春興殿甲冑七十三領、下<sup>二</sup>造兵司<sup>一</sup>修理、事畢、是日運納、

とあり、清和天皇在位中の貞観八年に春興殿の甲冑七十三領が「造兵司」に修理に出され、五年後の同十三年六月二日に修理が完了し、春興殿に運納されていた(この間、清和は内裏仁寿殿を居所としていた)。この例

からも、九世紀後半、天皇が内裏清涼殿や仁寿殿を居所としているとき、平安宮内裏春興殿は、左右近衛府官人・舎人が着用する挂甲の恒常的な収蔵庫だったことがわかるのである。

今回、長岡宮内裏春興殿相当殿舎跡から甲冑小札が出土したことは、「資料」「報告書」が解説するとおり、平安宮内裏春興殿の甲冑収蔵庫機能が長岡宮内裏においてすでに存在していたことを示すものである。このことをまず確認しておきたい。

第二に、内裏春興殿挂甲は、踐祚とともに新帝が内裏以外の院宮を居所とする場合、新帝居所(光孝の場合は東宮西雅院)の倉庫に遷納されることである。これが光孝踐祚のときの特別な事情によるものではなく、九世紀を通じて行われていたことは、次章第1節で詳述するとおりである。

2、「内兵庫」春興殿・安福殿

『西宮記』(巻九 宿申)には次の記事がある。

出<sup>二</sup>納春興・安福兩殿戎具<sup>一</sup>之時、近衛府奏<sup>二</sup>聞事由<sup>一</sup>、仁和三年、右衛門等令<sup>レ</sup>運、件鈎匙等、在藏人所<sup>ニ</sup>歟、將等率<sup>二</sup>官人<sup>一</sup>、各令<sup>レ</sup>齎<sup>二</sup>鈎匙<sup>一</sup>、將在<sup>二</sup>内侍所<sup>ニ</sup>歟、未詳、列<sup>二</sup>立春興・安福等殿戸前之庇<sup>一</sup>、令<sup>二</sup>近衛出<sup>レ</sup>之<sup>一</sup>、各積<sup>二</sup>置兩殿庇<sup>一</sup>了、令<sup>レ</sup>挟<sup>二</sup>戸鑰<sup>一</sup>、將以下引還退、返納之時、又如此、

これによれば、春興・安福兩殿には戎具(甲冑を含む器仗)が収蔵されており、割書では、仁和三年(八八七)に「甲」を「運」ばせたといい、ここでいう仁和三年とは宇多の踐祚・即位のときのことを指している。宇多は踐祚翌日の八月二十七日に行幸と同じ陣列の儀によつて皇太子直曹から東宮西雅院に遷御している(『日本紀略』)。このとき同時に、前日奉呈された「天子神爾宝劍符節鈴印」も東宮に運ばれたはずである。

『西宮記』記事の割書は、参議右衛門督藤原諸葛が使者となつて少将らを率いて春興・安福兩殿の「甲」を運ばせたと記しており、『西宮記』記事本文のいう、近衛府が奏聞して近衛次將が近衛官人を率い蔵人所(ま

たは内侍所<sup>⑤</sup>から鈎匙を拝領して錠を開けて戎具の頒給を受けるとする、通常の元日朝賀や即位式などにおける掛甲出納(光孝即位式で左右近衛府に掛甲を「頒給」するというのはこのような出納手続きを取ることを指すであろう。出納手続きについては後述)とは異なっている。すなわち割書部分は、宇多の践祚後の東宮遷御にあたって、春興殿・安福殿の甲を東宮西雅院の仮春興殿・仮安福殿に「運」んだことを語っているのである。ここでの「運」の語は、光孝遷御の際の「運<sup>⑥</sup>置鈴印匙<sup>⑦</sup>」の「運」、また後述する聖武朝の度重なる遷都における兵庫器仗の新宮への「運」に通じる、他の院官倉庫への掛甲の一括運搬を指す語であり、通常の出納ではない。ならば仁和三年の宇多践祚のときには、元慶八年(八八四)の光孝践祚のときと同じことがなされたのであり、これら春興・安福両殿から東宮に運納された「甲」は、光孝即位のときと同様に、十一月十七日の宇多即位式を前に東宮の倉庫から左右近衛府に頒給されたことになる。宇多は即位後も東宮を居所とし、寛平三年(八九一)二月十九日の内裏遷御(『日本紀略』)まで東宮にいたから、三年半の間、掛甲は東宮(西雅院)に収蔵されていたことになる。この掛甲が宇多の内裏遷御とともに内裏に運納されたかはあとで問題にする。

問題は、光孝の時には春興殿だけであったのに、宇多の時には春興・安福両殿となっていることである。安福殿は内裏正門承明門・内裏南庭を挟んで春興殿とは対称の位置にある(図5)。春興殿の北には左近衛陣(日華門)があり、安福殿の北には右近衛陣(月華門)がある。すると春興殿・安福殿はそれぞれ左近衛府・右近衛府が着用する甲の収蔵庫だったとの想定に導く。光孝即位式の時点で、「尋常」では春興殿が左右近衛府分掛甲四〇〇領を収蔵していたとするのは、当時何らかの事情で安福殿が掛甲収蔵庫として使用できない状態にあったからであり、本来、「尋常」では春興・安福両殿が左右近衛府分掛甲四〇〇領(各二〇〇領ずつ)の収蔵庫だったとみることができる。この推論は、『侍中群要』

(巻八)に「春興・安福戎具」を出納する使者が左右近衛将であったと規定し(「出」安福・春興戎具一使左右近衛将)、先に引いた『西宮記』に「春興・安福両殿戎具」を出納するさいの鍵の管理と出納と扉の開閉について共通手続きが示されていることによっても裏付けられる。

ところで『扶桑略記』寛平元年(八八九)十二月六日条には次のような記事がある。

作物所預官興葉大言、左近衛有「大虹」、見<sup>レ</sup>之、須臾消亡、人亦見<sup>⑧</sup>虹飲<sup>⑨</sup>内兵庫安福殿、即是也、同時見<sup>レ</sup>之、計<sup>⑩</sup>是一虹光彩所<sup>⑪</sup>映、見<sup>⑫</sup>兩所<sup>⑬</sup>也、

内裏南西隅にある作物所(図5)の職員が、(東の方角の)左近衛陣<sup>⑭</sup>日華門に立った虹がすぐに消えたと報告したが、(内裏東方にいた)別の人は虹が(内裏西方の)「内兵庫安福殿」を飲んでのを見たと言っている。一つの虹の光彩が東西両所から同時に見えたのだが、重要なのは、安福殿が「内兵庫」と称されていることである。安福殿が「内兵庫」なら春興殿も「内兵庫」であろう。九世紀後半の春興殿に「尋常」では掛甲が収蔵されていたというのは、春興殿が「内兵庫」だったからに他ならない。

すなわち、九世紀後半において、左右近衛府が着用する掛甲を収蔵する「内兵庫」春興殿・安福殿は、左右衛門府・左右兵衛府が着用する掛甲を収蔵する「左右兵庫」とは別施設として存在していたのである。

### 3、「大儀」(元日朝賀・即位式)における掛甲着用

光孝の場合から明らかになく、九世紀後半の即位式では、「尋常」、左右近衛府官人・舎人は「内兵庫」春興・安福両殿収蔵掛甲を着用し、左右兵衛府・左右衛門府官人・舎人は左右兵庫収蔵掛甲を着用した。

『延喜式』(左近衛府・左衛門府・左兵衛府 各大儀条)は、「大儀」すなわち元日朝賀・即位式において諸衛府の将・督・佐、官人(将監・将曹、尉・志)、府生・近衛・門部・兵衛・衛士らが着用する装束が列記

されており、そのなかで供奉御輿少将と府生以下は「挂甲」を着用することになっている。たとえば左近衛府の場合、

府生、近衛並直綏、深緑襖、挂甲、白布帯、横刀、弓箭、白布脛巾、

麻鞋、末額一、  
近衛加二朱

とある。彼らが着用する「挂甲」は、各衛府が「兵庫」から出給を受けると規定している(左近衛府 甲楯条、兵庫寮 儀仗条)。即位式と元日朝賀の儀礼構成・装束・儀仗は同じであるから、元日朝賀においても、衛府官人・舎人は兵庫から出給された挂甲を着用して供奉し、陣列を引いたのである。内舎人も元日朝賀・即位式では挂甲を着用して陣列を張ったが、『延喜式』中務省 大儀条)、『延喜式』の規定には見えないものの兵庫の挂甲を着用することになっていたのであろう。「大儀」以外の「中儀」(元日宴会、正月七日、十七日、大射、十一月新嘗会など)、「小儀」で衛府官人・舎人・衛士が挂甲を着用することはない(『延喜式』近衛府 中儀条・小儀条)。

『延喜式』の規定では、元日朝賀・即位式における「兵庫」から衛府への挂甲出給には複雑で厳重な手続きを必要とした。すなわち、まず挂甲を着用する衛府から天皇に挂甲出給を求める奏聞(目的・日時・数量を明示)がなされ、勅を受けた太政官が兵部省を通して兵庫に出給を指示する。出給指示を受けた兵庫があらためて中務省を通して天皇に「覆奏」(出給の可否を確認する奏聞)すると、天皇から監物にカギが下賜され、中務・太政官・兵部省・兵庫の立ち会いのもとでの監物・典論によって解錠され、挂甲が出され、衛府に支給される。挂甲の出給手続きがこのように厳重だったのに対し、挂甲以外の「大儀」で着用する弓箭・胡篋・太刀などの装束・装束は、所属衛府の「府庫」(内舎人は中務省倉庫)に収蔵されており、出給にあたっては衛府独自の手続きに従って出給され、挂甲の出納のように兵部省・監物などが関わることはない

(『延喜式』兵部省器仗条、左近衛府甲楯条、兵庫寮儀仗条)。諸衛が通常の警衛で着帯する弓箭・胡篋・太刀などの装束(宿衛器仗<sup>⑩</sup>)も同様である。内裏警衛で挂甲を着用するのは「非常」に備えるときだけであった(『文徳実録』嘉祥三年(八五〇)三月二十六日条)。

この『延喜式』のあり方は令制以来のあり方であり、衣服令14武官朝服条には、

兵衛、皂纓頭巾、皂綏、位襖、烏油腰帶、烏装横刀、帶弓箭、白脛巾、白襪、烏皮履、会集等日、加挂甲帶槍、以位襖代紺襖、以鞋代履、

とあって、「兵衛」(衛士も同様)は通常の儀式では太刀・弓箭だけ着装するが、「会集等日」(すなわち義解によれば「元日及聚集并蕃客宴会等」とあり、『延喜式』のいう「大儀」に相当する)においては挂甲を着用する、としているのである。令条には「会集等日」における内舎人については規定がないが、『延喜式』の内舎人挂甲着用規定からいって、令制の「会集等日」でも、当然、内舎人は挂甲を着して列立したものとされる。

以上、『延喜式』の規定では「兵庫」収蔵挂甲が使用されるのは、通常、元日朝賀・即位式における儀仗としてだけであり、衛府官人舎人が挂甲を着用する機会がきわめて限定的であったこと、その出納はまことに厳格・複雑であったことがわかった。『延喜式』のこのような厳格な挂甲出納手続きは、先にみた近衛府が奏聞し近衛次将が鍵を拝領して春興・安福両殿から挂甲の出給を受ける『西宮記』『侍中群要』の規定とは大きく異なっており、その背景には政府の物品出納手続きにおける原理的ともいえる転換があったものと思われる。この点についても後述する。

#### 4、内兵庫と左右兵庫

「尋常」では「内兵庫」春興殿・安福殿に収蔵していた挂甲を、即位式で左右近衛府が頒給を受け着用したという九世紀後半のあり方は、し

かし、上記の『延喜式』の規定とは明らかに異なる。『延喜式』では、「大儀」（元日朝賀・即位式）で衛府が着用する掛甲は、各府が「進奏」して「兵庫」（『延喜式』では寛平八年（八九六）に左右兵庫を統合した兵庫寮を指すが（狩野文庫本『類聚三代格』「卷四 廢置諸司事」寛平八年九月七日官符）、寛平八年以前は左右兵庫を指す。光孝即位のときの「兵庫」も「左右兵庫」のこと）から「請受」すると規定している。すなわち左右近衛府も「左右兵庫（兵庫寮）」から出給されるというのである。光孝・宇多の即位にあたって「内兵庫」から頒給されていた実態と、「左右兵庫（兵庫寮）」から出給されるという規定との間のズレを、どのように理解すればいいのだろうか。

そもそも令制では左右内の三兵庫がおかれており、職掌とともに儀仗兵器の（1）安置、（2）出納、（3）曝涼、（4）受事覆奏であったが（職員令 64 左兵庫条・同 65 内兵庫条）、左右兵庫は頭・助・允・属という「寮」に相当する四等官構成、内兵庫は正・佑・令史という「司」に相当する官人構成であった。「司」相当の内兵庫は、「寮」相当の左右兵庫に対して官司としての格付けは低かったが、任官の実例をみると実質的には同格以上であり、天皇との結びつきが強かったといわれている<sup>10</sup>。この令制「内兵庫」こそ、平安京内裏の「内兵庫」春興殿・安福殿の前身であり、掛甲小札を出土した長岡京内裏春興殿相当殿舎跡は、両者を媒介する長岡宮「内兵庫」なのであった。

平城宮の左右兵庫と内兵庫の位置関係は、『続日本紀』宝龜十一年（七八〇）十月三日条の「左右兵庫鼓鳴、後聞<sup>11</sup>箭動声<sup>12</sup>、其響達<sup>13</sup>内兵庫<sup>14</sup>」の記事が参考になる。左右兵庫が同時に鳴動し、鳴動した太鼓の音と「箭の動く声」が「内兵庫」にまで達したというのである。左右兵庫と内兵庫は至近距離ではなかったことがうかがえる。平安京大内裏図の兵庫寮と春興殿との直線距離は約九〇〇<sup>15</sup>ほどであった<sup>16</sup>（図6）。平城遷都直後、造都役民の逃亡が増大するなか、「宮垣」未築造を理由に軍営を立て

て兵庫を禁守したというのは（『続日本紀』和銅四年（七一）九月四日条）、平城宮左右兵庫が平安宮と同様に「宮垣」に隣接して配置されていたからである。位置関係をだいたい同じとみて海犬養門内西にあったとすれば、内裏春興殿相当殿舎との直線距離は約六〇〇<sup>17</sup>ほどというところか。太鼓の鳴動は聞こえる。令制「内兵庫」を平城宮内裏の春興殿・安福殿相当殿舎であったとすることができるだろう。

それでは令制「内兵庫」への掛甲收藏の固有の機能は何だったのだろうか。前記のように、衛府官人・舍人が日常的な内裏諸門警衛・宿衛に掛甲を着用することはなく、日常勤務で着用する弓箭・太刀は府庫に收藏されていた。すなわち左右内の三兵庫の收藏器仗は衛府が日常勤務で着用することのない掛甲中心だったのであり、九世紀後半の「内兵庫」が左右近衛府着用掛甲、「左右兵庫」が左右衛門府・左右兵衛府着用掛甲の收藏庫であったことから類推するなら、令制「内兵庫」の掛甲は内舍人・左右兵衛府分（衛府制度の変遷のなかで新設された中衛府などについてはここでは問題にしない）、左右兵庫は左右衛門府・左右衛士府分ということになる。兵庫には、掛甲のほか①節刀<sup>18</sup>、②幡幢<sup>19</sup>、③鉦鼓<sup>20</sup>、④楯<sup>21</sup>、⑤弩<sup>22</sup>など、戦争指揮具・大型兵器・儀仗具が收藏されていたことが確認されるが<sup>23</sup>、八世紀の左右内兵庫併存期間の分蔵関係は不明である。私は節刀は内兵庫、他は左右兵庫に收藏されていたのではないかと考えている。令制内兵庫の收藏器仗は、節刀以外ではほとんど内舍人・左右兵衛着用分（九世紀には左右近衛着用分）掛甲であったといっても過言ではあるまい。

内兵庫集解朱説は左右兵庫だけでなく内兵庫が置かれている理由として、「為<sup>24</sup>非常事<sup>25</sup>、内外二処設者、或云、此司為<sup>26</sup>御料<sup>27</sup>設者、未<sup>28</sup>明<sup>29</sup>」をあげている。すなわち、「非常事」≡謀反などに備えて内と外の二ヶ所（内兵庫と左右兵庫）に分けて設置しているというのである。それは後述する文徳即位のさいに「非常」の備えとして諸衛府が掛甲を着用した



ことに通じる(『文徳実録』嘉祥三年(八五〇)三月二十二日条)。天皇を内裏で宿衛する内舍人・兵衛が「非常」の際に着用し、「大儀」(元日朝賀・即位式)で着用する挂甲を収蔵することが、内兵庫固有の機能だったのである<sup>19)</sup>。その意味で、内兵庫は左右兵庫に比べてはるかに「天皇との結びつきが強かった」(笠井氏)といえる。朱説はさらに「御料」(天皇御物)の収蔵のために設置しているという解釈もあげているが、「未明」としている。天皇「御料」のためという法解釈が実態と合致していたかどうかについては、後で詳しく検討する。

国家儀礼・宮廷儀礼の観点からみた令制兵庫の展開過程については別途検討しなければならないが、本稿にとつて重要な点は、令制「内兵庫」が大同三年(八〇八)正月二十五日詔によつて左右兵庫に併合されたことである<sup>20)</sup>。すなわち大同三年正月をもつて、正・佑・令史の官人で構成される「内兵庫」は廃止されたのである。にもかかわらず、九世紀末になつてもなお「内兵庫」春興殿・安福殿には大量の挂甲が収蔵され、即位式において出給され、左右近衛府官人舍人が着用していた。このことは、官司としての内兵庫が廃止されても、挂甲の収蔵庫としての「内兵庫」は存続していたことを意味している。

弘仁九年(八一八)以前の成立と推定されている『内裏儀式』「賜鑰并進式」は、毎日行われる通常の諸司鑰賜与儀において監物が「司々乃賜物下半鑰賜止」と奏上するのに対し、兵庫の鑰が含まれるときだけは、監物はとくに「司々乃賜物下半鑰、又左右兵庫司鑰賜止」と「左右兵庫司」の文言を加えて奏上するとある。この儀で重要な点は第一に、監物による兵庫の開閉⇨出納が、大藏省などの他の出納官司の開閉⇨出納のように毎日行われるものではなく、兵庫収蔵挂甲が出納される「大儀」と「非常」のときに限定されていたということである<sup>21)</sup>。

第二に、ここではこの点を問題にするのであるが、内兵庫が左右兵庫に統合された後だから「左右兵庫司」と奏上するのであつて、内兵庫が

存在していた八世紀には監物は「左右内兵庫司鑰賜止」と奏上したはずである、ということである。すなわち大同三年以降、「内兵庫」春興殿は左兵庫、「内兵庫」安福殿は右兵庫の管理下に置かれ、両殿収蔵挂甲の出納は、監物が太政官の史、中務省・兵部省官人、左右兵庫官人の立ち会いのもとで鑰を開閉して出納したのである。このようにみれば、左右近衛府が着用する挂甲を「兵庫」から出給するとするという『延喜式』の規定と、収蔵庫としての「内兵庫」春興殿・安福殿の存在、および大同三年の内兵庫の廃止という相互に背反しているようにみえる事実は、矛盾なく理解できる<sup>22)</sup>。

しかし、前掲の『侍中群要』(巻八)の記事をみると、「内兵庫」春興殿・安福殿のカギは藏人所が管理し、左右近衛次将と藏人所(出納)がカギの開閉を行うようになっていた。それは監物が左右兵庫官人らとともにカギの開閉を行う『内裏儀式』『延喜式』の兵庫開閉手続きとは大きく異なっており、監物・左右兵庫(または兵庫寮)官人は「内兵庫」春興・安福両殿の出納にまったく関与していない。『西宮記』で両殿のカギの管理が藏人所か内侍所か未詳としているのは<sup>23)</sup>、註8でも述べたように、九世紀のある時点で監物・左右兵庫官人による開閉から藏人所による開閉に転換したこと、『西宮記』が成立した一〇世紀中葉までには両殿の挂甲収蔵機能は失われていたことを示唆している。その時期は、次章第二節で後述するように、宇多朝であつたと推測される。

### 三、天皇遷御と挂甲運納

#### 1、九世紀の天皇の東宮遷御と挂甲

さて、光孝・宇多の二代にわたつて、「内兵庫」春興殿・安福殿(光孝踐祚のときは春興殿だけであつた)に収蔵された左右近衛府着用分の挂甲が、新帝の東宮(西雅院)遷御にあつて東宮に運納され、即位式で左

右近衛府に着用させるために東宮から頒給されたのであるが、それ以前の歴代天皇の踐祚・即位ではどうだったのだろうか。

平安遷都後に即位した平城から宇多までの歴代天皇は（内裏から即位式に臨んだ嵯峨・淳和を除いて）、踐祚時（あるいはその直後）には東宮（西雅院）を居所とし、即位式後もしばらくは東宮に居り、その後内裏に移御した。平城は踐祚後およそ一年間、仁明は九日間、文徳は二年一ヶ月間、清和は七年間、陽成は三ヶ月間、そして光孝は二四日間、宇多は三年六ヶ月間、東宮を居所としていたのである。光孝・宇多二代にわたって踐祚後、内裏両殿の挂甲を東宮に遷納したのだから、それ以前の天皇も同様だったのではないかと、想定がなりたちそうである。

ここで文徳・清和・陽成三代の踐祚についてみてみよう。

文徳は仁明が崩じた嘉祥三年（八五〇）三月二十一日、内裏宣陽殿東庭倚廬（皇太子直曹）で踐祚し、同日東宮雅院に遷御した。当日、諸衛府は内裏を「嚴密」に禁衛し、遷御の六衛府陣列は「行幸」と同じであった。二日後の二十三日、東宮を警衛する左右近衛陣は「非常」に備えて「鎧甲」を着用し、二十六日に挂甲を脱却して「常儀」に復した（以上『続日本後紀』）。近衛府分挂甲は東宮に安置され、近衛陣は三日間その挂甲を着用することになる。

清和は文徳が冷然院で崩じた天安二年（八五八）八月二十七日に冷然院皇太子直曹で踐祚した。二日後の二十九日、諸衛は「鎧甲」を着用して冷然院を「嚴密」し、清和は母后明子と同輿して「東宮」に遷御したが、その儀は「行幸」と同じであった。東宮に遷御してからの「諸衛警陣」は「異常嚴密」であった。そして九月八日、諸衛陣列は「甲」を脱ぎ「常儀」に復した（以上『三代実録』）。東宮へ遷御して一〇日間、諸衛は挂甲を着用して「異常嚴密」に陣を警衛したのだから、近衛府用の挂甲は東宮に安置され、近衛は毎日その挂甲を着用したことになる。

皇太子のときから東宮を居所としていた陽成は、貞観十八年（八七

六）十一月二十九日、前日に内裏より染殿院に移御していた清和から受禪し、同日、東宮に帰ったが、そのときの文武百官の供奉は「常儀」であった（『三代実録』）。近衛の挂甲着用の記事はない。

文徳・清和の東宮遷御の衛府「陣列」が「行幸」に同じという場合、諸衛が挂甲を着用して供奉する「城外」行幸を指し、陽成遷御の「常儀」というのは挂甲を着用しない「京内」行幸を指しているのではなからうか。すると仁和三年（八八七）八月二十六日踐祚した宇多が、翌日東宮に移御したときの「陣列之儀、一同「行幸」というのも（『日本紀略』）、供奉諸衛は挂甲を着用していたということになるだろう。

文徳は恒貞廃太子事件（承和の変）後に立太子した点で、清和は史上初の幼帝である点で、宇多は臣籍降下していた点で、ともに皇位継承の正統性において共通の弱点を抱えていた。現実に踐祚・即位を阻む動きや勢力があったということではないにしても、そのような周知の弱点を補強する即位儀礼の演出装置として、踐祚直後の警衛・遷御陣列は「非常」に備えた「嚴密」なものにしなければならなかったのである。とすればなら文徳・清和・宇多以外の天皇の踐祚・東宮遷御の儀は、陽成と同様の「常儀」、すなわち挂甲を着用しないで供奉・警衛したとみていいと思われる。

このことを平城の場合と『儀式』の規定で裏付けてみたい。桓武が崩じた延暦二十五年（八〇六）三月十七日、平城が踐祚し内裏の劍璽が東宮雅院に奉獻され固関使が派遣されたが、踐祚後の二十二日に平城は、桓武の徳政によって「海内清平」が実現した今、もはやクーデターなどありえないなどを理由に、公卿らに「往古恒例」だった近衛着甲を脱却させるよう命じた（『日本後紀』）。踐祚から一定の期間、諸衛府が天皇居所を挂甲を着て警衛するのが、奈良時代以来の「恒例」の儀だったこと、平城が恒例の着甲警衛を停止させたことがわかる。この停止が、平城踐祚の時だけであったのか、以後恒例化していったのが問題である

が、『儀式』(巻五 讓国儀)には、旧帝が讓位宣命を百官人に布告する儀に「諸衛服<sup>二</sup>中儀<sup>一</sup>」とあり、また受禪踐祚した新帝に対して「諸衛警蹕・侍衛如<sup>レ</sup>常」とある。「中儀」では諸衛は掛甲を着用しないし、通常の内裏警衛でも掛甲は着用しない。すなわち『儀式』の規定は、平城による掛甲着用停止令以後、嵯峨・淳和・仁明の三代にわたって、讓位・踐祚儀の陣列、受禪後一定期間の内裏(東宮)警衛にあたって、諸衛は掛甲を着用しないのが恒例化していたことを示している。

文徳・清和の場合(宇多の場合不明)、東宮に遷御してからも東宮西雅院を警衛する左右近衛は、しばらくの間、掛甲を着用して警衛の任に付いた。踐祚当日の内裏(清和の場合は冷然院)の警衛と東宮への遷御に左右近衛が着用する掛甲は、「内兵庫」<sup>二</sup>春興・安福兩殿(冷然院の場合)は相当倉庫<sup>一</sup>から出給され、遷御先の東宮では東宮倉庫から出給されることになる。遷御に供奉した近衛着用掛甲は供奉の任務を終えたらそのまま東宮倉庫に返納されるが、近衛全員が供奉したわけではないから「内兵庫」<sup>一</sup>在庫分掛甲は東宮に運納しなければならない。『西宮記』の「仁和三年、右衛門督諸葛、率<sup>二</sup>少将等<sup>一</sup>令<sup>レ</sup>運<sup>二</sup>甲<sup>一</sup>等」の記事は、そのように理解すべきであろう。そして掛甲脱却が命じられるまでの期間、毎日、天皇居所東宮を警衛する近衛たちは東宮倉庫から出給された掛甲を着用する。文徳・清和および宇多の三代を除いて、東宮を居所とした九世紀の歴代天皇の踐祚・東宮遷御は「常儀」だったと思われるから、内裏「内兵庫」春興・安福兩殿取蔵掛甲四〇〇領は、光孝のときと同様、踐祚後に一括して東宮に遷納されたということになる。

東宮を居所とした九世紀の天皇の即位式には、光孝のときと同様、その二日前に東宮倉庫取蔵掛甲の頒給を受けた左右近衛府の將・官人・近衛が掛甲を着用して供奉し、即位式が終わるとすぐに東宮に返納された。そして天皇が東宮から内裏に遷御するときふたたび「内兵庫」春興・安福兩殿に運納されたのである。このことは同時に、内裏春興・安福兩殿

が平安遷都当初から「尋常」においては「内兵庫」として継続的に掛甲取蔵庫の役割を果たしていたことを示すとともに、今回の長岡宮出土小札は、春興殿・安福殿の「内兵庫」としての機能が長岡宮にまで遡ることを示している点できわめて重要な意義がある。

さて、新帝が東宮(西雅院)に入御するにあたって、「神璽宝劍」「鈴印匙鎰」だけではなく、「内兵庫」掛甲が内裏から東宮に遷納されるのはどうしてなのだろうか。奈良時代、聖武天皇の度重なる遷都にあたって、「兵庫」の器仗は新都の宮に運ばれていた。すなわち、①天平十三年(七四二)閏三月九日「遣<sup>レ</sup>使<sup>レ</sup>運<sup>二</sup>平城宮兵器於<sup>一</sup>遷原宮」、②同十五年十二月二十四日「始<sup>レ</sup>運<sup>二</sup>平城器仗<sup>一</sup>收<sup>レ</sup>置<sup>二</sup>於<sup>一</sup>恭仁宮」、③同十六年二月二十日「運<sup>二</sup>恭仁宮高御座并大楯於<sup>一</sup>難波宮、又遣<sup>レ</sup>使<sup>レ</sup>取<sup>二</sup>水路<sup>一</sup>運<sup>二</sup>漕兵庫器仗<sup>一</sup>、そして④同十七年十二月十五日「運<sup>二</sup>恭仁宮兵器於<sup>一</sup>平城」とある(以上『続日本紀』)。①④の平城宮・恭仁宮の「兵器」と③の「兵庫器仗」は同一とみてよいから、遷都にさいしては「高御座」「大楯」とともに「(左右内)兵庫器仗」が運ばれていたのであり、「兵庫器仗」は新たな京の「内兵庫」と「左右兵庫」に分蔵されることになる。藤原京から平城京、平城京から長岡京、長岡京から平安京、これらの遷都では左右内兵庫取蔵器仗が新都に遷納され、長岡宮内兵庫取蔵掛甲も、埋納された掛甲を除いてすべていったん「東院」倉庫に仮取蔵したあと、平安京に遷納されたのであつた。

これが遷都ではなく、同一京内で天皇居所が移動するだけの場合は、天皇の東宮遷御における「内兵庫」掛甲の東宮遷納なのである。この場合、光孝踐祚のときのように、「左右兵庫」取蔵掛甲はそのまま「左右兵庫」に据え置かれ、「内兵庫」取蔵掛甲だけが天皇居所の移動に伴って運納されるのである。

2、即位式における掛甲着用の終焉—「内兵庫」取蔵掛甲の行方—

『西宮記』『北山抄』など撰関期の儀式書や『小右記』など貴族の日記

をみていて、春興殿・安福殿に大量の挂甲が保管されていたことをうかがわせる記事はみあたらない。挂甲はどうなったのだろうか。天皇居所の移動に伴う挂甲運納は宇多までは確認されるが、醍醐・朱雀の二代の天皇は、踐祚から讓位までずっと内裏を居所としていたから、内兵庫収蔵挂甲が運納される機会はなかった。村上也踐祚からずっと内裏を居所としていた。しかし天徳四年（九六〇）九月二十三日の内裏が焼亡したあと、村上は後院である冷泉院に遷御し、新造内裏完成までの一年以上にわたって冷泉院を居所とした。その後はしばしば内裏は焼亡し、円融は藤原兼通第堀河院や頼忠第四条院を、一条は母后東三条院詮子第一条院を居所とした。光孝・宇多までの慣例が継承されていたなら、これら後院や里内裏に内兵庫収蔵挂甲四〇〇領が運納されることになるが、そのような徴証はない。四〇〇領の挂甲を運納する必要がなかったことが、臣下の邸宅を里内裏に当てることが出来た一つの条件ではなかったか。それでは内兵庫収蔵挂甲はどうなったのだろうか。天徳の内裏焼亡のときに春興殿・安福殿も焼失したから、そのとき収蔵挂甲も焼失したという説明も成り立ちうる。しかしそのような物理的要因だけで説明しようとする態度は歴史学として採るべきではなく（他の条件が変わらないなら、内裏再建後はまた挂甲が収蔵されなければならない）、儀礼体系や内裏警衛体制の転換などの歴史的要因を追究する必要がある。そこで即位式における諸衛府官人・舎人の挂甲着用状況についてみてみよう。

先述したとおり、大宝令制以来、「大儀」（元日朝賀・即位式）で陣列を引く諸衛府府生・舎人は挂甲を着用することになっていた。光孝の即位式を前に、東宮（西雅院）に運納されていた挂甲四〇〇領が左右近衛府に頒給されたことは繰り返し触れてきたが、宇多の即位式でも内裏から東宮（西雅院）に運納された挂甲を近衛官人・舎人が着用したことは、『西宮記』記事から間違いないと思われる。ところが『江家次第』（巻十 四）によれば、延久四年（一〇七二）の白河の即位式にあたって、本来

なら挂甲を着用するはずの御輿供奉少将は、「近衛次将着甲、多以絹裁甲型、以墨画之塗膠漆、於風流甲、或以金銀珠玉作甲」とあるように、「甲」を着る規定であるにもかかわらず、実際にはきらびやかな金銀珠玉の絹製甲形を着て供奉していた。官人・近衛たちも同様に絹製・布製の甲形だったのである。『延喜式』（左右近衛府 騎射に「其甲形、冑形永収本府充用」とあるとおり、甲形は左右近衛府「府庫」に収蔵され、内兵庫に収蔵されることはなかった（「風流」の甲形は次将自身が調達したものだ）。それではどの天皇の即位式から近衛官人が甲形を着用ようになったのだろうか。

『西宮記』（臨時六 次将事）では、「御即位・朝拜時」に御輿に供奉する近衛次将は「甲<sup>与品</sup>比」の上に平胡織を着すとあり、規定は「甲」のままであった（同書「恒例第一 朝拜」でも同じ）。永観二年（九八四）十日の花山天皇即位式では、供奉御輿少将は「金甲」を着用していた（『小右記』）。この「金甲」は挂甲だったのか、すでに甲形だったのだろうか。同じく永観二年十月二十一日の御馬御覧の騎士は甲と打懸を着け、長和二年（一〇一三）九月十六日の騎射の騎者も「甲・打懸」で（『小右記』）、遡って天慶九年（九四六）五月三日の駒幸において「馬芸絶倫」の乗者は「甲并打懸」を着用し、同五月五日の騎射では「四衛府射手」はみな「冑・打懸」だった（『九曆』）。これら騎射で近衛官人・近衛が着用している「甲」は、『延喜式』によれば「錦甲形」（左右近衛府 騎射条）、兵衛府官人は「金画細布甲形、金画冑形」、兵衛は「丹画細布甲形、冑形」であったので（左右兵衛府 五日節条）、『九曆』『小右記』にみえる騎射射手が着ていた「甲」は「甲形」のことであったことがわかる。花山即位式のときの「金甲」も、『江家次第』にみえる「金銀珠玉」で飾った甲形、『延喜式』にみえる「金画甲形」であったとみてよい。十世紀中葉以降の記録にみえる宮廷儀礼で衛府官人・舎人が

着用した「甲」は「甲形」のことであつたとみて間違ひあるまい。

ここで史料の豊富な村上即位式に注目してみたい。天慶九年(九四六)四月二十八日の村上即位式の様子は「外記日記」、当日「雑事」を「催行」した大納言藤原師輔の『九曆』、重明親王の『吏部王記』に詳しく記されている(いづれも「即位部類」所収<sup>2)</sup>)。二十四日の諸司諸衛に準備を命じる「召仰」において御輿供奉近衛少将と府生・近衛の指定装束の中に「挂甲」がみえる。しかしこれはあくまで「規定」どおりに指定しているだけであり、これによつてただちに実際に挂甲が着用されたと断定するのは早計であろう。近衛次将が甲形を着用した白河即位式でも、指定されていたのは「甲」であつた。

村上即位式の準備運営にあつた行事<sup>3)</sup>太政官の公式記録「外記日記」には、伴・佐伯両氏による開門の失態を除き、あたかも式次第どおり厳粛に進行したかの如く記述されている。しかし即位式の進行途中の随所で混乱が生じていたことを『九曆』『吏部王記』が詳しく伝えている。たとえば天皇の高御座登壇を前に、式次第が混乱して進行が中断したことに腹を立てた見物の「雑人」が龍尾壇下で流血の「鬪乱」を起こして検非違使が出動する騒ぎになり、即位式の厳肅性を演出するはずの諸衛府陣列が「擾動」するという前代未聞の事態さえ発生していた(『吏部王記』)。挂甲についていえば、即位式が始まる直前になって、大舍人寮官人が高御座前東西に並んで持つことになっている威儀物の一つ「威儀甲冑」の所在が、大舍人寮官人にも蔵人にもわからず、蔵人から報告を受けた準備責任者藤原師輔は、従来蔵人所から渡されていたという大舍人寮「年々記文」の記述をもとに蔵人所を捜させたが見つからず、師輔から報告を受けた村上の指示で寮の「知<sup>4)</sup>故実<sup>5)</sup>之官人」に尋問させたが、ついに「威儀甲冑」は間に合わなかつた(『九曆』)。後日、師輔は『延喜式』に内蔵取蔵と規定していることに気付いた。しかし「外記日記」は「内堅・大舍人、各執<sup>6)</sup>威儀物<sup>7)</sup>、東西列<sup>8)</sup>立殿庭<sup>9)</sup>」と何事もなかつた

かの如く記している。

村上の即位式は、寛平九年(八九七)醍醐即位式・延長八年(九三〇)朱雀即位式の「例」および「記文」に依拠して挙行されたが、村上即位式の混乱は、式次第・威儀物・装束の實際が『儀式』『内裏式』『延喜式』の規定とおおしく乖離していたこと、依拠した醍醐・朱雀の「式例」「記文」の記述も極めて不十分だったことを示唆している。それは醍醐の即位式が、宇多の即位式までとは大きく変容していたことを示しているのではなからうか。新しい即位式はまだ完成された形になっておらず、それゆえに村上即位式においても随所で混乱が生じたのである。なお、長和五年(一〇一六)の後一条即位において、准摂政道長等が依拠しようとした先例は、「寛平(醍醐)・延長(朱雀)・天慶(村上)・安和(円融)」(『小右記』同年正月十三日条)であつて、仁和三年(八八七)の宇多即位の例まで遡っていない。

以上、はなはだ雑駁ながら、醍醐の即位式を画期に即位式が簡略化する方向で変容を遂げたことを推論した。召仰における近衛次将・府生・近衛の指定装束のなかに、規定どおりの「挂甲」はたしかに入っているが、醍醐以降の即位式では実際には衛府の「挂甲」着用は廃止され、絹・布製の甲形に換わつていたのである。甲形は内兵庫ではなく近衛府府庫に収蔵される(『延喜式』左右近衛府 騎射条)。そうだとすれば、宇多朝の間に元日朝賀でも衛府の挂甲着用は廃止され<sup>10)</sup>、近衛着用分の「内兵庫」春興殿・安福殿収蔵挂甲は政策的に撤去され、春興殿・安福殿の「内兵庫」機能は消滅したのではなからうか。

このようにみるなら寛平八年九月七日になされた左右兵庫の兵庫寮への統合および造兵司廃止と造兵司機能の兵庫寮への吸収という官制改革は(狩野文庫本『類聚三代格』巻四 廃置諸司事)、以上述べてきた「大儀」(元日朝賀・即位式)における衛府官人・舍人の挂甲着用の廃絶という国家儀礼形態の大きな転換と密接に関連していることが想定されるらる

う。それは、宇多朝における儀礼体系の転換、内裏宿衛の変化や瀧口の武士の設置とも密接に関係すると思われる。王朝国家体制への転換の問題は、儀礼体系の転換という側面からさらなる深化の余地が残されている<sup>31)</sup>。

それでは廃棄された挂甲はどのように処分されたのだろうか。醍醐即位のころ東国では僞馬の党の反乱が猖獗を極めており、大宰府では新羅海賊の脅威に晒され、出羽でも俘囚たちの不穏な動きがあった。革甲に転換していた九世紀、内兵庫・兵庫寮（左右兵庫）収蔵の鉄製挂甲はすでに時代遅れになっていた。しかし後述するように挂甲は解体修理によって「新様」にリニューアルできる。全面廃棄されることになったであろう大量の鉄製挂甲のうち、かなりの数が武芸官人個人に下賜され、また坂東諸国・大宰府・奥羽両国に賜与されたのではないか。飛躍しすぎであることは承知のうえで、一つの可能性として問題提起しておきたい。中央「兵庫」収蔵挂甲がはるばる出羽国に送られた例として、『続日本紀』宝龜十一年（七八〇）五月八日条「以「京庫及諸国甲六百領」、且送「鎮狄將軍之所」の記事をあげておこう。

#### 四、年料器仗「様」御覽と兵庫

##### 1、諸国年料器仗制

長岡宮内裏跡から約二〇〇年間にわたる製作年代を異にする甲小札が出土したことから、調査関係者の間や新聞報道で天皇と甲冑との関連に関心が集まった。「資料」では「累代の伝世品」「皇位を象徴する武器が御物として伝世」「大和王権以来の天皇権力を象徴する武器として機能していた可能性」が指摘され、新聞紙面でもそのような意義が強調された。ここでは「資料」の推定が妥当であるか否かを含め、天皇と甲冑を中心とする器仗との関連について検討してみよう。

まず、天皇による諸国年料器仗「様」御覽からみていくが、その前に

諸国年料器仗制の概要を述べておく。八世紀律令国家は、国毎に統一規格「様」にもとづく甲・太刀・弓箭・胡藤の国別年間製作量を定めていた。この規格兵器の計画生産体制を年料器仗制といい、西海道を除く六道諸国では、大宝令制定にはじまる軍団兵士制の創設とほぼ同時に製造が開始されたものと思われるが、靈龜元年（七一五）五月十四日詔で、年料器仗が規格どおりの性能を満たしていないとの理由によって、毎年「様」すなわちサンプルを貢進することが命じられた（『続日本紀』）。藤原仲麻呂による新羅征討準備進行中の天平宝字五年（七六一）七月二日には西海道諸国にも年料器仗製作が命じられ、西海道諸国の「様」器仗は大宰府に貢進されることになった（『続日本紀』）。

この年料器仗生産の目的については諸説あるが<sup>32)</sup>、私は、評造軍から引き継いだ国造軍以来の雑多な軍団兵士用器仗の朽損廃棄分を、統一規格兵器によって更新していくための計画生産であったと考えている<sup>33)</sup>。

「様」貢進は、諸国年料器仗の品質・性能の均質性を担保することを目的としているが、それだけでなく、諸国が腕に擦りをかけて貢進用に特製した最高品質の器仗を中央に回収して中央兵庫備蓄器仗を充実させることも目的としていたと考えられる<sup>34)</sup>。靈龜元年（七一五）段階での「様」（サンプル）貢進開始は、地方諸国の器仗生産技術水準が中央造兵司の技術水準と同等レベルにまで到達した（到達することを要求された）ことを意味するであろう。「延喜式」（兵部省 諸国器仗条）の西海道諸国を含む諸国年料器仗の国別生産数は、松本政春氏が説くとおり西海道諸国に年料器仗生産が命じられた天平宝字五年七月の時点のものとみてよい<sup>35)</sup>。「延喜式」の規定では中央への挂甲「様」貢進国は四〇箇国であり（西海道諸国「様」は大宰府に貢進）、毎年四〇領の新造挂甲が貢進されたのであった。計算上は一〇年で四〇〇領、五〇年で二〇〇〇領に達する。八世紀中葉後半には、膨大な数の諸国貢進「様」挂甲が左右内兵庫に蓄積されていたはずである。

この年料器仗生産は、宝亀十一年（七八〇）八月十八日勅で鉄甲から革甲に転換され（『統日本紀』）、建前では九世紀にも継続していることになつてはいるが、延暦十一年（七九二）に諸国軍団兵士制が廃止されてからは、対蝦夷戦争の動員対象地域であり兵站地である東国を除いて生産継続の本来的な意味は失われ、しだいに生産停止されていったものと思われる。

## 2、造兵司器仗生産

律令国家の兵器生産の中核は、兵部省所管の造兵司であつた。職員令兵部省条集解穴説に「兵器・儀仗者、諸国<sup>レ</sup>造兵司<sup>レ</sup>造也」、師説に「依<sup>レ</sup>正文、諸国器仗又造兵司<sup>レ</sup>所<sup>レ</sup>作器仗也」とあるとおりである。職員令兵部省条造兵司集解別記によれば、一〇月から三月までの六ヶ月間、「雑工戸」から徴発した役夫を役使して器仗製造するとある。造兵司製造器仗は諸国年料器仗製造の「様」（モデル）となるものであり、造兵司は律令国家の兵器生産と技術水準の維持・革新の中核的位置にあつた。「新様」鉄甲・革甲の設計・試作、仕様の全国配布なども造兵司の役目だった<sup>33</sup>。挂甲製作では「鍛戸」二一七戸が小札を鍛造し「甲作」六二戸が小札を綴じて挂甲に仕上げた（職員令兵部省条）。二条大路出土木簡（甲付札）に「左甲作千代 背一尺一寸 胸一尺二寸 下三尺八寸 前八行甲 後九行□□<sup>34</sup>」とあるのは、千代という名の「甲作」が綴合した挂甲に付けられた付札であつた。

造兵司では諸国年料器仗と同様に、「様」（統一規格）をもとに毎年一定数量（年料）の器仗の計画生産が行われていたのであろう。造兵司の年料器仗生産の目的も、諸国年料器仗の生産目的から類推して、兵庫收藏器仗・諸衛府府庫收藏器仗の廃棄分補充であつたと考えられる<sup>35</sup>。造兵司年料器仗の「様」（サンプル）も諸国年料器仗と同じ手続で天皇の御覽に供されたはずである。しかし諸国器仗「様」貢進が軌道に乗ると、造兵司による器仗製造数とりわけ挂甲製造数は削減され、挂甲における

造兵司の役割は後述する修理に比重を移していったものと思われる<sup>36</sup>。

## 3、年料器仗「様」御覽

『延喜式』（兵部省 様器仗条、兵庫寮 様器仗条）によれば、「様」器仗は、諸国が朝集使に付して国解文を副えて太政官に十一月一日までに進上し、太政官はそれを兵部省に下し、兵部省が「兵庫」とともに品質・性能を点検し、点検を終えると兵部省と兵庫は国解文を副えて内裏に奏進し、天皇の「御覽」に供する、と規定されている。天皇御覽は十二月か翌年正月になるか。ところで正月七日節会の御弓奏の奏進主体を『延喜式』は「兵庫」としているが、『内裏儀式』『内裏式』では「造兵司」としている。このことから判断すれば、造兵司が兵庫寮に統合される寛平八年（八九六）以前は、諸国進上「様」器仗の点検・奏進は、兵部省と共に「造兵司」が行う規定であつたとみなければならぬ<sup>37</sup>。そして造兵司は諸国「様」器仗だけでなく、造兵司製造「様」器仗も同時に奏進していたものと考えられる。

ところで官衛令19献軍器条には「凡有<sup>レ</sup>献<sup>レ</sup>軍器戎仗等<sup>一</sup>、即令<sup>レ</sup>内舍人<sup>レ</sup>随<sup>レ</sup>献<sup>レ</sup>人<sup>レ</sup>将<sup>レ</sup>入<sup>レ</sup>とある。この規定は、義解・集解によれば、天皇が挂甲を含む器仗を賞翫するために兵庫および臣下に献じさせることがあることを想定している。兵庫には天皇愛玩の器仗がありえたのである<sup>38</sup>。この規定は、諸国年料器仗「様」御覽にも適用されたはずである。そこで諸国年料器仗「様」御覽の場合を想定して、この規定を義解・集解によりながら解釈すれば、兵部省官人と造兵司官人が器仗「様」を持って参内したら、内舍人がそれを受け取り、兵部省官人・造兵司官人を随えて参入する、ということになる。その器仗「様」を後宮女官の兵司（尚兵・典兵）<sup>39</sup>が受け取り、天皇の「御覽」に入れたのであろう。天皇の「御覽」が終わると、兵司は「様」を内舍人に返し、内舍人は兵部省に返却する。兵部省が太政官に（御覽完了の旨を）申すと、太政官は官符を兵庫に下し（『延喜式』兵部省 様器仗条）、兵庫の「覆奏」ののち、

太政官・兵部省・中務・監物・兵庫の立ち会いの下で兵庫に収納する、という手順になる。挂甲の「様」は当然この器仗「様」のなかに含まれていたし、天皇が「御覧」じて賞翫するのはなんといつても華麗な挂甲のできればであろう。

造兵司年料器仗と諸国年料器仗の「様」は、こうして天皇「御覧」の手続きを経て兵庫に収納されたのである。その兵庫とは、左右兵庫および内兵庫であった。兵庫に収納されたこれらの挂甲は、内舍人・兵衛・衛士らが元日朝賀・即位式など「大儀」で、また「非常」（戦争・内乱鎮圧）で着用するために収納されたのである。

以上、奈良時代の造兵司と諸国における挂甲の年間計画製造、天皇への「様」の進覧、兵庫への収納というプロセスをみれば、長岡宮内裏跡出土小札に、八世紀の造兵司生産挂甲小札と諸国年料挂甲貢進「様」小札が混在しているのは、内兵庫収納挂甲の構成からみて当然のことといえる。ただ天皇への器仗進覧手続きからいえば、天皇がとりわけ賞翫する挂甲・器仗が内兵庫に収納されていてもおかしくはないが（註38でみた聖武に献上された「大伴淡等（旅人）」注記の御弓や後述する小野春風着用の羊甲など）、内兵庫収納挂甲は、基本的には奈良時代には内舍人・兵衛ら着用分（中衛府など）ここでは触れない）、左右近衛府が成立した九世紀には近衛着用分であり、それは「御物として伝世」された「皇位を象徴する武具」、「大和王権以来の天皇権力を象徴する武具」ではない。

## 五、天皇御物器仗と内蔵寮

### 1、正月七日御弓奏

報告書は出土挂甲小札が代々伝世の天皇御物であったことを想定するのであるが、職員令内兵庫条集解或説の「此司為御料」設者、未明」という解釈は、この想定に一定の論拠を与える可能性を示す。「内兵庫」

収蔵挂甲のなかに天皇「御料」御物があったと解釈しているのである。<sup>(39)</sup> ただし或説は「未だ明らかならず」と断定を避けている。

天皇「御料」天皇御物としてはつきりしている器仗は弓矢である。

正月七日白馬節会の次第のなかに、兵部省が天皇に弓矢を献じる

「御弓奏」がある。「延喜式」（兵部省 七日条）では、兵部卿以下兵

部省官人が南庭で「兵庫寮」官人を率いて「兵庫寮乃仕奉流正月七日乃御

弓。又種種矢」を献ずと奏すとあるから、「兵庫」に収納されていた御弓

が奉献されたと考えてしまいうであるが、そうではない。「内裏儀式」

（七日宴会式）では兵部省官人が「造兵司」官人を率いて「造兵司乃供

奉流正月七日乃御弓、又種種矢」を献ずと奏すとあり、「造兵司」が天皇

御料として新規に製作した御弓と種々の矢を奉献した。御弓は伝世品で

はなかつたのである。「延喜式」で「兵庫寮」とあるのは、寛平八年（八

九六）、造兵司を吸収した兵庫寮が製作した御弓ということである。「内

裏儀式」では、兵部省の御弓奏が終わったら、内蔵寮官人が「御弓」を

「収」め退出するとあり、「延喜式」（内蔵寮 七日舞台飾条）でも内蔵

寮官人が「検収」するとある。造兵司が製作した天皇御物の御弓を収蔵

するのは「内蔵寮」だったのである。

御弓奏で奉献された御弓は何に使われたのだろうか。「江家次第」（巻

二 正月乙 七日節会）「兵部省御弓奏」頭書に「為射礼供天子御

弓也」とあり、本来は正月十七日の射礼で天皇が習射するための弓とし

て献じられたのであった。醍醐天皇に始まる十月の射場始では「射場

殿」に御弓台・御矢台が置かれ、天皇が射るときには「御射席」が設け

られ、「御的」が懸けられた（『西宮記』恒例第三 十月 射場始事）。

射場始での天皇親射の例として天曆元年（九四七）の村上天皇の記録が

ある（『九曆』天曆元年十一月三十日条）。賭射でも「天皇習弓」が行わ

れることがあった（『九曆』天慶元年（九三八）五月二十四日条）。



以上のように、射札や賭射や射場始で天皇御料として用意される御弓  
 御物は、「兵庫」ではなく「内蔵寮」に収蔵されたのであった。これは  
 次節で述べる元日朝賀・即位式における天皇「威儀物」としての挂甲二  
 領の収蔵施設とも関連する。

## 2、大儀（元日朝賀・即位式）における威儀物挂甲二領

元日朝賀・即位式（大儀）において、大極殿高御座に出御する天皇の  
 威厳を演出するための御物として、「威儀物」が大極殿前庭の左右近衛陣  
 列北に左右に分けて陳列された。「威儀物」にはそれぞれ袋に入れ櫃に納  
 められた「挂甲二領・刀十六口・梓八口・弓十六張・胡籙十六具」の各  
 種器仗が含まれていた（『延喜式』内蔵寮 威儀具条）。元日朝賀・即位  
 式には大極殿前庭の左右に「挂甲」が一領ずつが並べられたのである。  
 即位式で陳列される「威儀挂甲」こそ、天皇相伝御物としての挂甲とい  
 うことができるだろう。天慶九年（九四六）村上即位式のとときの混乱ぶ  
 りは先述したとおりである。

しかしこれら天皇御物の「威儀物」器仗は、挂甲を含めて「（内）兵  
 庫」ではなく「内蔵寮」の倉庫に収納されていた。内蔵寮は平安京  
 大内裏図では内裏の北西方向斜向かいに位置していた。当然ながら内裏  
 春興殿とは関係ない。内蔵寮は不動倉収蔵挂甲二領を含む威儀物を、太  
 政官符を受けた兵部省符を待って二日前に大舍人寮に出給し、当日、大  
 舍人寮官人・舎人が左右に分かれて威儀物を持って大極殿前庭に整列し  
 た（『延喜式』内蔵寮 威儀具条、同大舍人寮 元正条）。すなわち元日  
 朝賀・即位式に威儀物として陳列される天皇相伝御物の挂甲は内蔵寮に  
 収蔵されていたのであり、内裏春興殿に納められていたわけではなかつ  
 た。正月七日白馬節会における御弓奏のあと天皇御物の御弓と種々矢が  
 内蔵寮に収納されたのと同じである。

したがって今回出土した小札は、元日朝賀・即位式で大極殿前庭を飾  
 る威儀物Ⅱ天皇相伝御物としての挂甲とは関係ないことがわかる。

天皇御物としての挂甲・弓・矢・胡籙は内蔵寮に保管されていたのであ  
 り、今回出土の挂甲小札から、天皇伝世御物挂甲が春興殿に収蔵されて  
 いたと想定することはできない。

## 六、兵庫収蔵挂甲の耐用年数と曝涼・修理

### 1、小野春風着用羊革甲

甲の耐用年数は一〇〇年以上に及ぶ。著名な甲斐武田氏伝来の「楯  
 無」の鎧は、新羅三郎義光以来の相伝といい、鈴木敏三氏によれば「平  
 安の古様を温存している」という（『国史大辞典』。「楯無」には及ばな  
 いまでも、九く一〇世紀にも長期にわたって内裏に伝来された武勲耀く  
 甲があった。小野春風着用の「羊革甲」である。

『三代実録』貞観十二年（八七〇）三月二十九日条に、

從五位下行对馬守兼肥前権介小野朝臣春風奏言、故從五位上小野朝  
 臣石雄家羊革甲一領、牛革甲一領在陸奥国、去弘仁四年賊首吉  
 侯部止彼須可牟多知等造乱之時、石雄着彼甲、討平殘賊、厥  
 後兄春枝進之、望請、給羊革甲一、以警、帰京之日、全以進官、  
 詔許之、其牛革甲給陸奥権守小野朝臣春枝、

とある。同年正月二十五日に從五位下に叙され対馬守に任じられた「武  
 芸官人」小野春風が、新羅海賊対策に派遣されるにあたって亡父石雄  
 が着用した羊革甲の下賜を奏聞した記事である。弘仁四年（八一三）賊  
 首吉弥侯部止彼須可牟多知らが反乱し、文室綿麻呂が征夷將軍に再任さ  
 れたさい（『日本紀略』五月三十日条）、小野石雄は陸奥宅に私蔵してい  
 た「羊革甲」と「牛革甲」を着用して残敵を討ち平らげる活躍をした。  
 乱平定後、その武勲に耀く二領の甲は春風の兄春枝によって太政官に進  
 上されていたが、春風は、武勲の宿る父の羊革甲を拝領して新羅海賊撃  
 退の任務を果たした暁には甲を再び太政官に進上すると奏言し、その願

いが詔許されたのであった。父石雄が着用したもう一領の牛革甲は、長く鎮守將軍・陸奥介を務め今は権守として陸奥国にある兄春枝に下賜された。

春風は対馬守任期終了後帰京したさい羊革甲を太政官に返納したのと思われる。ついで元慶二年（八七八）六月八日、鎮守將軍に補された春風は、先に陸奥権介に任じられていた坂上好蔭とともに、出羽俘囚乱を平定せよとの詔を受けて京を進発したが、そのとき二人は天皇から「甲冑各一具」を下賜された（『三代実録』）。この「甲冑各一具」も、石雄・春風・春枝が着用した石雄伝来の羊革甲・牛革甲だったのではなからうか。

この武勲の著れ高い春風着用羊革甲は、それから七〇年近く経った天慶九年（九四六）になっても内裏に所蔵されていた。先述した事例であるが、『九曆』によれば同年四月二十八日の村上即位当日になって、大舍人寮官人が「雑事催行」担当大納言藤原師輔に、大極殿の高御座の前庭東西に置く錦袋入りの「威儀物」冑二領を蔵人所から受給されることになつていと申請してきた。師輔は蔵人に命じて蔵人所を探させたが錦袋入りの冑はどこにもなく、「小野朝臣春風所進之甲一領」があるだけだった。錦袋入り「威儀物」挂甲は内蔵寮所蔵物だから蔵人所にあるはずはなく、大舍人寮官人の勘違いだったのであるが、そのおかげで師輔は、春風所進甲（羊革甲であろう）が蔵人所に収蔵されていること再発見したのである。

ここで春風父石雄が弘仁四年（八二二）に着用した甲が、貞観十二年（八七〇）、元慶二年（八七八）の二度にわたって春風に下賜され、それが天慶九年（九四六）になつてもなお蔵人所に大切に保管されていたことは驚嘆すべきである。その間、実に一三〇年の歳月を経ている。延喜東国の乱から天慶の乱に到る「戦術革命」の時代に甲冑の形態も大きく変化し、春風着用羊革甲はもはや時代遅れになつていたはずであるが、

ここでは甲冑が一三〇年にわたって保存されていたことに注目すべきである。

挂甲の耐久性を論ずる本節の目的からは少しはずれるが、このとき小野春風所進甲冑が収納されていた「蔵人所」はどこを指すのだろうか。場所としての蔵人所すなわち校書殿なら、校書殿納殿に錦袋入りの冑はなく、春風所進の甲冑が一領あつただけである、ということになる。しかし校書殿納殿は「恒例御物」すなわち天皇の日常使用に供する調度の収蔵庫であるから（『西宮記』臨時五 所々事）、春風奉獻甲冑を収蔵するのは不自然であるように思われる。春風奉獻甲冑を収蔵していたのは、蔵人所がカギを管理しているかつての「内兵庫」春興殿か安福殿ではなかつたか<sup>66</sup>。

## 2、兵庫収蔵挂甲の曝涼

挂甲は定期的に曝涼しながら長期間使用するものであった。職員令左兵庫条に頭の職掌として出納と共に「曝涼」をあげ、考課令最条は「兵庫之最」（評価ポイント）として「慎<sub>二</sub>於曝涼<sub>一</sub>、明<sub>二</sub>於出納<sub>一</sub>」をあげる。職員令左兵庫寮集解釈説は、曝涼の時は兵庫が兵部省に申請し、兵部省が太政官に申請し、太政官が天皇に鑰を奏請して曝涼するとある。『延喜式』（兵部省 兵庫器仗条）も、本司（＝兵庫）が事前に兵部省に「移」で連絡し、兵部省から太政官に申請し、太政官が中務省に日を扱ばせ、兵部官人・兵庫官人が曝涼を監する、とする。『延喜式』では曝涼における兵庫の鑰の閉閉について触れてはいないが、集解釈説の記述から、太政官の奏請にもつづいて監物・典鑰が開閉したことがうかがえる。曝涼期間は一〇日間、曝涼要員は兵庫が太政官に申請し太政官が左右衛門府に命じて衛士を出させる、とする（『延喜式』兵部省 兵庫器仗条）。曝涼のための挂甲出納は、元日朝賀などの儀仗のための出納諸衛府の申請）、「非常警衛」やクーデーター鎮庄などの軍事的利用のための出納（勅命）と異なり、申請主体は兵庫自身であり、兵部省の監督下で兵庫によ

つて曝涼が行われた。

兵庫の「最」が「曝涼」であるのも、武器収蔵庫である兵庫の日常的業務として「曝涼」がいかに重要であったことを物語る。このように丹念に「曝涼」することが武器を長持ちさせることの秘訣であった。とりわけ挂甲は、随時の曝涼を通して一〇〇年を超える長期耐用性の維持、長期使用が可能になるのである。

### 3、兵庫収蔵挂甲の修理

兵庫収蔵挂甲はまた定期的修理によって保全されていた。營繕令8貯庫器仗条には「凡貯庫器仗、有生、澁、断、者、三年一度修理、若經出給、破壊者、並随事料理、在京者、所須調度人力、申太政官、処分、在外者、役当処兵士及防人、調度用、当国官物」とあり、左右内兵庫収蔵器仗も諸国軍団兵庫器仗も三年に一度修理する規定があった。『続日本紀』宝龜十一年(七八〇)八月十八日条には「勅、今聞、諸国甲冑稍經二年序、悉皆澁、多不中用、三年一度立例修理、随修随破、極費功役、今革之為甲、牢固經久、擲躬輕便、中箭難貫、計其功程、殊亦易成、自今以後、諸国所造年料甲冑、皆宜用革、即依前例、毎年進様、但前造鉄甲不可徒爛、每經三年、依旧修之」とあり、諸国甲冑の三年一度修理原則は宝龜十一年(七八〇)に至ってもなお維持されており、諸国年料甲冑を鉄甲から革甲へ転換する決定をした同年以降も、既存鉄甲は廃棄せず従来どおり三年一度修理するよう指示している。

『延喜式』(兵庫寮 損甲条)には「凡破損甲、毎年五十領、待官符到請料修理、即返納本庫」の規定がある。兵庫寮では収蔵破損甲のうち「毎年」五〇領を修理して本庫に返納するとしている。この規定は兵庫が造兵司を併合して兵庫寮となった寛平八年(八九六)以降の規定であるが、統合以前は造兵司で修理させていた。貞観五年(八六三)以前は兵庫収蔵甲のうち「造兵司」修理年料甲は一〇〇領、修理料として

諸国貢馬革二〇〇張が宛てられていたが、貞観五年に年料修理甲を五〇領に削減した(『三代実録』貞観八年五月十九日条)。これが『延喜式』規定として定着したのである。甲修理数半減を受けて、貞観八年(八六六)五月、太政官処分伊勢以下九箇国の年貢馬革一〇〇張の停止が命じられ(同上)、尾張以下六箇国一〇〇張になった(『延喜式』民部下諸国進馬革条)。年貢馬革の貢納の半減とどう関係するかわからないが、同年に「造兵司」に修理に出された春興殿甲冑七三領の修理が完了して春興殿に運納されたのは、五年後の貞観十三年(八七一)六月であった(『三代実録』貞観十三年六月二日条)。さらに元慶二年(八七八)十月には造兵司の(修理済みの)甲冑五〇具が宜陽殿に運納された(『三代実録』元慶二年十月十一日条)。この修理済み甲冑の宜陽殿運納の理由は、註7で述べたように、陽成天皇がこの時期清涼殿・仁寿殿の北に位置する弘徽殿を居所としていたことと関係があるのではないかと考えている。

年料修理分五〇領を二三領も超過して修理に出されたり、修理完了に五年かかったり、修理完了分が春興殿・安福殿ではなく宜陽殿に納められたり、規定と食い違う事例ばかりが目立つが、規定と違うから正史に記事が採録されたのなら、他の年次は基本的には規定どおり行われていたということであろう。

兵庫収蔵挂甲の修理も、曝涼同様、兵庫から太政官に申請し、破損状態に応じて「除毀」が決定され、除毀分は兵部省に送り(造兵司での)修理用に充てることになっていた(軍防令45在庫器仗条)。在庫器仗条は修理申請が兵部省になされるとは規定されていないが、曝涼が事前に兵部省に「移」で通知し、兵部省から太政官に申請してなされるのだから、修理も兵部省を通して申請したものと思われる。兵部省は修理の時に「除毀分」器仗に関与したが(兵庫から受け取って造兵司に下す)、それ以外に兵部省が兵庫収蔵器仗に対して直接関与することはなかった(職員令兵部省条集解師説)。

## 4、兵庫収蔵掛甲の修理料物とモデルチェンジ

『延喜式』（兵庫寮 修理掛甲条）は「修理掛甲一領料」として「漆四合、金漆七勺六撮、緋繩二尺五寸、緋糸三銖、糸五銖、調綿一屯六兩、商布一丈三尺、洗革四半張、掃墨一合、馬革一張半、糸一兩三銖、単功卅一人」を計上している。修理に必要な料物（調度）の調達についてみると、營繕令8貯庫器仗条に「在京者、所須調度人力、申太政官」処分、『延喜式』（兵庫寮 損甲条）に「待官符到請料修理。即返納本庫」とある。『延喜式』の規定は造兵司が兵庫寮に吸収されたあとの規定であるから、寛平八年以前の修理主体を造兵司として読み替えれば、造兵司は、兵庫から送られてきた破損掛甲の修理に必要な料物と労働力を（兵部省を通して）太政官に申請し、官符到着を待つて料物を大蔵省などから受け取り、修理するのである。前記のとおり、馬革は諸国から「年料別貢雜物」として直納されるが、他の料物の多くは大蔵省から支給を受けた。漆・金漆は小札のコーティング、緋繩・緋糸、糸・調綿・商布などは威・緒、馬革は小札の綴革として使われる。修理する掛甲はいったん解体されて小札一点一点が漆でコーティングし直され、新革・新威・新緒で綴じ直され飾り直され、新品同様の見違えるような掛甲に生まれ変わるのである。「資料」のように、「新旧の甲冑が天皇の警護や儀式の際に共に使用されることがあったとは考えにくい」ので、非常事態に備えて天皇警護のために装着する「実用可能な最新式甲」とは別に、皇位を象徴する御物の要素を有した甲が存在していたことを想定する必要はないのである。

ここで問題にしたいのは、修理料に掛甲の主要部材たる小札の素材の鉄が含まれていないことである。『延喜式』の規定では、破損掛甲の修理には、小札の新作補充は含まれていないのである。それでは修理する掛甲に使用不能な破損小札があった場合どうしたのだろうか。軍防令45在庫器仗条は、使用不能になった「在庫器仗」について、兵庫から太政官

に廃棄申請し、再利用可能な部材は兵部省に送り、造兵司が修理料に宛てることを規定している。本条が例示する再利用部材は「鑽・刃・袍・幡・弦麻」すなわち矛先・鏃・刀身・軍服・幡布・弓弦などであるが、掛甲一領を廃棄した場合、何百枚もの再利用可能な小札が取れる（『延喜式』「兵庫寮」によれば掛甲一領は小札八〇〇枚で構成されていた）。この廃棄掛甲の小札を蓄積しておき修理料小札として再利用されたものと考えたい。破損小札を溶解して「新様」小札として再生させることもあったであろう。

注意しておきたいのは、大量の小札を綴じ合わせて製作する掛甲は、修理を通じて旧モデルから新モデルに改造できたことである。『続日本紀』延暦十年（七九一）六月十日条に「鉄甲三千領、仰下諸国、依新様修理、国別有数」とあるように、政府は諸国兵庫収蔵の古様鉄甲総計三〇〇〇領を国別に数量指定して「新様」に修理するよう命じている。小札の形状が多少違っていても利用可能だったということである。このことを諸国軍団兵庫収蔵掛甲に適用するなら、先述したことではあるが、軍団収蔵掛甲の統一規格化は僅少な新規生産だけでなく定期修理によって促進されたとみなければならぬ。

こうして掛甲は修理を重ねて「新様」にモデルチェンジしながら、数十年から一〇〇年以上も使用しつづけることができるのである。このように修理には廃棄分掛甲の小札が使われるわけであるから、一領の掛甲のなかにかんがりの時代差のある小札が含まれていて何ら不思議ではない。長岡宮春興殿相当殿舎から二〇〇年にわたる時代差がある小札が出土したという発掘成果は、以上のような掛甲修理・保全のあり方を前提にしたならば、おのずから理解可能になる。『天皇伝世御物』「皇位象徴御物」などという解釈をする必要はまったくないのである。

## 七、挂甲小札埋納の意味するもの

「資料」によれば、挂甲小札は「切石の抜取痕跡の埋土中」から出土したという。このことは長岡宮春興殿相当殿舎が「解体された時にこの遺構中に埋められた」ことを示しており、埋納された「時期は、平安遷都に伴い長岡宮城を解体するために『東院』へ遷御した延暦十二年(七九三)正月二十一日(『日本紀略』直後の頃)であり、埋納理由については「解体にあたりその建物の性格を反映して何らかの祭祀的な行為が伴っていた可能性」があることを想定している。

挂甲小札出土状況についての「資料」の説明を受けて検討すべき課題は、解体移転にあたって行われた「何らかの祭祀的な行為」が何かという点である。この問題について成案があるわけではないが、第一に内裏殿舎移転にともなう解体儀礼や土公神祭祀との関係、第二に、この時期以降、兵革災厄の予兆とされるようになる「兵庫鳴動」との関係について検討する必要があると思う。

建造物新築にあたって行われる地鎮祭などは、建築実務や建築史・民俗学の分野では「建築儀礼」と総称されるようである<sup>(4)</sup>。今日、広く行われている建築儀礼は、「解体清祓祭」(旧家屋の宅神と宅地の地主神にこれまで家屋と生活を守護してくれたことに感謝し建物を解体し退去することを見守ってくれるよう祈願)↓「地鎮祭」(新家屋を建てる土地に付着した罪や穢や祟りを除去し地主神に新家屋とここで営まれる生活を守護してくれるよう祈願する起工式)↓「上棟祭」↓「新宅祭」(竣工式)という流れであるが、平安時代には天皇・貴族の間で「新宅移徙」と呼ばれる引越儀礼があり、平安中期以降には陰陽道の土の守り神である土公を祭る土公祭が起工・竣工時に行われた。

このような「建築儀礼」の観点からいえば、今回の春興殿相当殿舎の基壇縁石抜取跡に埋納された挂甲小札は、「内兵庫」を「解体清祓」する

儀礼の地鎮具として埋められたものと思われる。

長岡宮から平安京への遷都事業における兵庫の解体清祓には特別な意味があった。宝龜十一年(七八〇)十月三日の左右兵庫鳴動にはじまり、天応元年(七八一)三月二十六日の美作国の苦田郡兵庫鳴動言上、同年四月一日の左右兵庫鳴動、同年十二月二十六日には「兵庫南院東庫」が鳴動している(『続日本紀』)。四月一日の場合、光仁不<sub>レ</sub>予、十二月二十六日の場合は二十三日の光仁崩御と関連している。とくに九世紀に入ると地方諸国の兵庫鳴動の記事が正史にしばしば登場する。陰陽寮や神祇官に占わせたことがわかる貞観く元慶期の事例は、「隣敵」「遠方兵賊」「北境東垂の兵火」すなわち新羅海賊を警戒防禦せよ、というものである(『三代実録』貞観十二年(八七〇)同十二年六月十三日条、同元慶四年(八八〇)二月二十八日条、同五年八月十四日条)。「兵庫鳴動」はそのような敵国侵攻や反乱や疫病侵入などの災厄の予兆であり、「兵庫」には「鳴動」することによって「兵革」・疫病を予告する靈力が備わっているとみなされていたのである。宝龜十一年(七八〇)十月、天応元年(七八一)は、光仁の不<sub>レ</sub>予・崩御、対蝦夷戦争の開始というなかで桓武即位の準備が着々と進められている時期であった。対蝦夷全面戦争への不安と緊張、光仁崩御・桓武即位に伴う不安と緊張が高まる中で、「兵庫鳴動」は、桓武や貴族支配層に対して自制・自粛を促すものであった。桓武は、延暦十二年(七九三)正月二十一日に「東宮」から「東院」に遷御し、長岡宮東宮内裏は解体された。東宮内裏の「内兵庫」も解体されたが、兵庫は鳴動することによって兵革・疫病侵入を予告する靈力が宿る倉庫であった。その靈力には収蔵する挂甲など戒具とともに温和しく移転してもらい、解体廃棄する「内兵庫」の残留靈力には永遠に眠っていたたく、そのための解体清祓祭が行われ、その解体清祓祭における呪術行為として収蔵挂甲の小札が基壇縁石跡に丁重に埋納された。それは「内兵庫」収蔵挂甲のうち、製作年代も製作場所も区々の小札を綴

合して組成された一領分を解体して選んだ小札だったのかもしれないし、数領分だったのかもしれない。あるいは修理用に備蓄していた小札のなかから選ばれたのかもしれない。今回の長岡宮内裏跡から出土した挂甲小札を、私はこのようにとらえたい。

### おわりに

以上、本稿では長岡宮内裏の春興殿相当殿舎から出土した挂甲小札をめぐる、文献史学の立場から検討を加えてきた。いたずらに冗漫に流れ論点は多岐にわたってしまったが、最初に「本稿の課題」で提示した三点の課題を中心にまとめて稿を閉じたい。

(1) 平安京内裏の春興・安福両殿は、九世紀を通じて左右近衛府着用挂甲を収蔵する「内兵庫」であり、長岡宮相当殿舎さらには平城宮相当殿舎は、内裏宿衛舎人(内舎人・兵衛ら)が着用する挂甲を収蔵する「内兵庫」であった。大同元年(八〇六)、官司としての「内兵庫」は廃止され左右兵庫に統合されたが、収蔵庫としての「内兵庫」は九世紀を通じて存続し、践祚後の新帝が東宮(西雅院)を居所とする間は「内兵庫」収蔵挂甲は東宮に運納された。近衛府による通常の天皇居所警衛では内兵庫収蔵挂甲が着用されることはなく、「非常」に備えた「厳密警衛」のときだけ出給・着用され、儀仗においては「大儀」(元日朝賀・即位式)においてのみ近衛府に出給・着用され、「中儀」「小儀」で着用されることはなかった。天皇御物器仗(御弓・威儀挂甲など。それも皇位を象徴するというものではない)は内蔵寮に収蔵されており、内兵庫には皇位を象徴する相伝御物としての挂甲など存在しなかった。

(2) 九世紀末の光孝・宇多までの即位式では、衛府官人・舎人の陣列は挂甲を着用していたが、二〇〇年後の延久四年(一〇七二)の白河即位式では華麗な錦製・布製の甲形を着けていた。この挂甲から甲形への

転換は宇多朝に行われ、寛平九年(八九七)の醍醐即位式ではじめて甲形に換わったと推定した。この転換は、律令国家の国家儀礼から王朝国家の宮廷儀礼への転換を象徴するものである。寛平八年の造兵司の廃止、左右兵庫・造兵司の兵庫寮への統合はその転換の官制上の表現であると考えられる。それは、律令国家から王朝国家への転換の一環として理解できる。

(3) 出土挂甲小札三〇点のなかに二〇〇年もの長期にわたる形式と中央製品・地方製品が混在していることは、①統一規格(「様」)にもとづく造兵司製造挂甲と諸国貢進年料挂甲が兵庫に備蓄されていたこと、②大化前代以来の兵庫収蔵挂甲が定期修理によって統一規格にリニューアルされ新旧の格差は消滅していたこと、③一領の挂甲が時代差のある小札によって修理・綴合されて使用されつづけたこと、によって説明できる。出土小札の時代差をもって、二〇〇年もの長期にわたって伝世された皇位を象徴する相伝御物という評価を下すべきではない。

(4) 挂甲小札が丁寧に埋納されているのは、「資料」の考察のとおり「内兵庫」を「解体清祓」するさいの地鎮具としてであった。光仁末・桓武期になって兵革・災厄の予兆である「兵庫鳴動」が頻発するようになっており、長岡宮から平安京への遷都にあたり、兵革・災厄をもたらす兵庫の靈力を封じるために「解体清祓」祭が厳粛に行われたと思われる。出土小札はそのような祈りの痕跡である。

### 註

- (1) 報道提供資料(担当梅本康広氏)「長岡宮の内裏跡で鉄甲を発見」(財団法人向日市埋蔵文化財センター 二〇一〇年)
- (2) 『向日市埋蔵文化財調査報告書 第八四集 長岡京跡ほか』(向日市教育委員会 二〇一〇年)
- (3) 史聚会編『奈良平安時代史の諸相』所収(高科書店 一九九七

- 年)。本章の論述も事実関係について中村論文と重なる箇所も多々あるが、行論の都合上、煩瑣にわたることをいとわず述べることにする。
- (4) 北啓太「献物帳管見」(『正倉院紀要』三〇号 二〇〇八年)にも、前掲中村註3論文をふまえて的確な紹介がなされている。
- (5) 前掲中村註3論文は本記事を本格的に分析し、春興殿の挂甲收藏機能について問題にした最初の研究である。
- (6) 山下克明「平安時代初期における『東宮』とその所在地」(『古代文化』三三一—二 一九八一年)は、平安遷都後の桓武天皇の皇太子安殿親王(平城)から醍醐天皇の皇太子保明親王没まで、東宮は大内裏西雅院に恒久的施設として固定されていたことを詳細に考証している。
- (7) 『三代実録』元慶二年(八七八)十月十一日条によれば、造兵司で修理を終えた甲冑五〇具が春興殿の北の殿舎である「宜陽殿」に運納されている。その事情は不明であるが、同年六月二十九日には弘徽殿で雷鳴陣が引かれ、翌年四月二十二日に清涼殿に遷御するまで、陽成天皇が清涼殿や仁寿殿よりもさらに北に位置する弘徽殿を居所としていたことと関係があるかもしれない。
- (8) カギの管理が蔵人所か内侍所か「未詳」では、器仗の出納などできない。『西宮記』が成立した一〇世紀中葉には、すでに春興・安福両殿の挂甲收藏機能は消滅していたのである。内侍所(内侍司)が内兵庫(春興・安福両殿)のカギを保管していたのは、『延喜式』巻一二「監物」、監物がカギの開閉を行っていた九世紀のある時期までであり、九世紀のある時点から蔵人所がカギを管理するようになったと推測しておく。それは、内兵庫が左右兵庫の所管から蔵人所の所管へ移管されたことを意味する。
- (9) 『延喜式』(太政官出納条、兵部省器仗条、兵庫寮出納雜器仗条、監物典論請起条など)。なお監物によるカギの管理については、古尾谷知浩『律令国家と天皇家産機構』(塙書房 二〇〇六年)第三部第

- 一章「中央保管官司におけるカギの管理」(初出一九九四年)参照。
- (10) 宮衛令12宿衛器仗条「凡宿衛器仗、若有二人称勅索者、主司覆奏、然後付之」の義解は、「謂、宿衛器仗者、衛府及内舍人所帯之仗也、主司者、兵衛及中務判官以上也」とあり、内舍人・兵衛の宿衛中の器仗は本司(中務省・兵衛府)の所管であった。
- (11) 笠井純一「内兵庫覚書」(『続日本紀研究』二〇〇号 一九七八年)。後述するように、内兵庫は内裏宿衛にあたる内舍人・兵衛着用挂甲の收藏庫であるから「天皇との結びつきが強かった」のは当然である。なお前掲北註4論文は、献物帳所載の大量の武器(太刀・弓箭・甲)について、「常に天皇の近くに置かれていた大量の武器の存在」を想定し、「全体として天皇の周辺にあった」もので、「その中には天皇自身が使用するものもあるが、一方天皇の命により側近らの臣下に使用させるという意味も含まれている」と述べ、その施設を「内兵庫」であったと推定している。
- (12) 左右兵庫がともに平安京内裏凶兵庫寮相当位置に所在したのか、それとも別々に所在したのか不明であるが、前者の可能性が高い。その論拠として清和・陽成二代の踐祚にあたって左右馬寮監護の使者が二人であったのに対し、左右兵庫監護の使者が一人であったことをあげたい(『三代実録』天安二年(八五八)八月二十七日条、同貞観十八年(八七六)十一月二十八日条)。
- (13) 『儀式』(將軍進節刀儀)には、將軍凱旋後に將軍が返上した節刀は「兵庫」に収納されたとある。しかし摂関期には、節刀は温明殿賢所(内侍所)に神鏡や太刀や魚形契(発兵符・解兵符)などとともに收藏されていた。天徳四年(九六〇)九月二十四日の内裏焼亡後に温明殿跡から焼損した神鏡・太刀四〇柄・契七四枚が見つけ出されており(『小右記』寛弘二年(一〇〇五)十一月十七日条所引村上御記)、後述するとおり九世紀末に「内兵庫」春興殿・安福殿の器仗收藏機能が

停止されたあと、節刀は太刀・契とともに内侍所へ温明殿に移されたのであろう。この太刀が皇位を象徴するものでないことは、村上御記に「雑剣」と記されていることから明らかである。焼損物のなかに挂甲が入っていないのは、「内兵庫」閉鎖後、温明殿に移された挂甲はなかったからであろう。

(14) 『儀式』(天皇即位儀)には天皇即位式に立てる諸幡は「左右兵庫寮」が樹てるとあり、『延喜式』(兵庫寮)にも「元日及即位」に兵庫寮が大極殿前庭龍尾道上に「宝幢」を、大極殿中階南方一五丈六尺に鳥像幢、それを基準に左方に日像幢・朱雀旗・青龍旗、右方に月像幢・白虎旗・玄武旗を構建し、終了後はすべて「兵庫寮」に「返納」すると規定している。

(15) 『続日本紀』宝龜十一年(七八〇)十月三日条に「左右兵庫鼓鳴」とある。『兵範記』仁安三年(一一六八)十月六日条には、高倉天皇大嘗会装束司行事弁平信範が大夫史とともに行事所(大膳職)で、寮庫転倒により「近來」「官厨家」に「宿納」していた兵庫寮器仗「節旗」有二十流、九刻鉦鼓一面、小鼓一面、懸鈎形」を点検している。

(16) 『延喜式』(左近衛府 甲楯条)に「凡車駕巡幸<sup>レ</sup>必<sup>レ</sup>須<sup>レ</sup>甲楯者、預前申奏請<sup>レ</sup>受<sup>レ</sup>兵庫、其数臨時聽<sup>レ</sup>勅、余府准<sup>レ</sup>此」とある。

(17) 『類聚三代格』延喜三年(九〇三)二月八日官符は「彼寮(兵庫寮)徒設<sup>レ</sup>其器(弩)」、不<sup>レ</sup>置<sup>レ</sup>其人(弩師)」を理由に、「兵庫寮弩師一人」を置くことを命じている。

(18) 左右兵庫に弓箭・胡籥が収蔵されていたことは、前掲『続日本紀』宝龜十一年(七八〇)十月三日条「左右兵庫鼓鳴、後聞<sup>レ</sup>箭動声」から明らかである。また後述するように毎年天皇に奉獻される諸国年料器仗「様」(挂甲・弓箭・胡籥・太刀)は、天皇御覽ののち、「兵庫」に収蔵されると規定されている。諸衛府が通常使用する「府

庫」収蔵器仗(弓箭・胡籥・太刀)の朽損分は、「兵庫」収蔵器仗から補充されたのではなからうか。

(19) 前掲中村註3論文は「内兵庫の任務」は「非常の際の天皇警固を目的とする武器の収蔵であった」とする。

(20) 関晃監修・熊田亮介校注『狩野文庫本 類聚三代格』(一九八九年 吉川弘文館)。大同三年正月の内兵庫の左右兵庫への統合は、前年四月の左右近衛府の成立を含む、この時期の中央軍事関係官司の統廃合の一環である。

(21) 『延喜式』(監物 典論請匙条)にも「凡諸司藏庫鑰匙、毎日与<sup>レ</sup>監物」共且請夕進、圖書寮・民部省・大藏省・掃部寮但兵庫鑰臨時請進」とある。

(22) 前掲中村註3論文は「武器の出納・曝涼に当たる保管官司としての内兵庫が大同三年に左右兵庫に統合されても、天皇の近くに武器を置くという従来からの伝統は以後も途切れることなく続けられ、それが内裏内の春興殿や安福殿収蔵の武器として残っていたのではないだろうか」とする。ほぼ同じ理解であると思うが、より明確にとらえてみた。

(23) 天皇が毎朝監物に下賜する出納諸司庫藏の鑑を納めた「御鑰唐櫃」は、内侍所が保管していた(『延喜式』卷一一 監物)。

(24) 詫間直樹編『皇居行幸年表』(統群書類従完成会 一九九七年)参照。嵯峨は即位の翌年の大同五年(八一〇)七月十九日から七ヶ月間は東宮を、その後十一ヶ月間は西宮を居所としている。薬子の変とも関連する遷御であるから、当然、「内兵庫」挂甲も運納されたはずである。

(25) 文徳が後院冷然院に移御したとき内兵庫収蔵挂甲も冷然院に運納されていたとみなければならぬ。

(26) 『延喜式』(左右近衛府 行幸条)にみえる行幸供奉陣列の装束に挂甲は含まれていないが、挂甲を着用する場合があることは『延喜式』(左右近衛府 甲楯条)「凡車駕巡幸<sup>レ</sup>必<sup>レ</sup>須<sup>レ</sup>甲楯者、預前申奏請<sup>レ</sup>受<sup>レ</sup>兵庫」



からあきらかである。八世紀の行幸には騎兵將軍が任命されており、陣列は挂甲を着用していたと思われる(『続日本紀』天平十二年(七四〇)十月二十三日条、天平神護元年(七六四)十月十三日条など)。

(27) 光孝の場合、踐祚時の御所東二条宮から東宮への遷御のさいに供奉陣列が挂甲を着用したかどうかよくわからないが、内裏の鈴印匙鏝を東宮に遷置したとき春興殿挂甲四〇〇領を遷納しているのが、挂甲は着用しなかったものと思われる。河内祥輔氏によれば、光孝は、殿上殺人事件を起こした陽成の強制退位から本命天皇が出現するまでの中継ぎとして摂政基経主導の公卿間合意によって擁立された一代限りの天皇のはずであった(同『古代政治史における天皇制の論理』(吉川弘文館 一九八六年)。光孝踐祚・東宮遷御にさいして諸衛府が挂甲着用しなかったのは、このような踐祚事情と関係あるかもしれない。

(28) 前掲註問註24書

(29) 山本本「即位部類記」天慶九年(九四六)四月二十六日条(『大日本史料』「第一編之八」天慶九年四月二十四日条所引)

(30) 宇多(在位一一年)は寛平八年(八九六)讓位前年の一回、醍醐(在位三四年)は延喜二年(九〇二)・五年・十三年・延長七年(九二九)の四回、元日朝賀を行っている(所功『平安朝儀式書成立史の研究』第二篇第二章『朝賀』儀式文の成立』(国書刊行会 一九八五年)。

(31) 山本佳奈「儀式書に見る平安時代の勝負儀礼の勝敗と勝負楽」(『広島大学大学院教育学研究科紀要第二部文化教育開発関連領域』第五七号 二〇〇八年)、同「相撲儀礼の転換—相撲『節会』から相撲『召合』へ」(『九州史学』一五六号 二〇一〇年)は、王朝国家儀礼体系への転換という観点に立って、勝負儀礼について相撲節会から相撲召合への転換を中心に明快に論じている。

(32) 松本政春「延喜兵部省式諸国器仗条をめぐる諸問題」(『奈良時代軍事制度の研究』第二編第二章(塙書房 二〇〇三年、初出一九八

年)は、国衙が製作した諸国年料器仗は軍団とは別に国司が管理する国郡兵庫に収蔵されたとし(松本氏がその存在を主張する「郡兵庫」論は成り立たない)、岡部雄「律令国家における武器生産管理」(『歴史研究(愛知教育大学)』三六・三七合併号 一九九一年)は、国内軍団兵士用ではなく対蝦夷政策用(鎮守府運送用)であったと説き、中村光一「令制下における武器生産について」(虎尾俊哉編『律令国家の地方支配』吉川弘文館 一九九五年)は、「一朝事が起きた時に対応する」武器備蓄体制整備が目的であったとする。

(33) 拙稿「日本律令軍制の基本構造」(『史学研究』一七五号 一九八七年)、同「軍団」(平川南他編『文字と古代日本2文字による交流』(吉川弘文館 二〇〇五年)

(34) 前掲松本註32論文は、養老年間の衛士制の弱体、役民の抵抗(兵庫武器略奪による兵庫武器減少を想定)に対する中央武力の補強政策を想定するが、逃亡役民による兵庫武器略奪はその嚴重な管理体制からみてもありえないだろうし、律令国家の軍事政策・武器政策を、中央政界での権力闘争や民衆の抵抗運動と直結させる素朴な発想は学問的とはいえない。前掲中村註32論文がすでに同じ趣旨で松本説を批判している。

(35) 前掲松本註32論文

(36) 『続日本紀』延暦十年(七九二)六月十日条に「鉄甲三千領、仰下諸国、依「新様」修理、国別有「教」とあるのは、このことを窺わせる。このように修理によって「新様」にすることができるとのなら、中央では大和政権以来の、諸国軍団では国造軍以来の雑多な挂甲は、修理を通じて統一規格の挂甲に更新できたことになる。挂甲の統一規格化は、これまで私が想像していたよりはるかに早く達成されたようである。

(37) 奈良国立文化財研究所「東西溝SD五一〇〇」(『平城宮跡発掘調査出土木簡概報(二二二)』一九九〇年)。概報はこの甲付札の時期を天平七(七三五)、八年、出土場所を光明皇后の宮を警備する衛府兵士の

勤務場所とみている。なお、津野仁「長岡宮出土の小札甲」(『向日市埋蔵文化財調査報告書第84集 長岡京跡ほか』向日市教育委員会 二〇一〇年)参照。左右内兵庫に独占的に収蔵されたはずの新造掛甲が皇后宮に運納されたとすれば、光明皇后の皇后宮が「兵庫」機能を有していたことになり興味深い。

(38) 中央「兵庫」収蔵器仗も、左右内兵庫スタート時点では、軍団兵庫同様、大和政権以来の雑多な器仗で構成され、造兵司による年料器仗の製造と修理によって、漸次、「様」によって規格化された器仗に更新されていったことが想定される。このようにみれば長岡宮「内兵庫」跡から二〇〇年にわたる時代差のある小札が出土したことを説明することが可能になる。

(39) 直接的な事実ではないが、造兵司は天平十六年(七四四)四月二十一日に廃され(それ以前の二月十二日に甲作ら雑戸の使役は停止)、天平勝宝四年(七五二)二月二十一日に甲作ら造兵司雑戸の使役が再開された。その間八年間、中央での兵器製造・修理は停止されていたことになる。なお、この造兵司停止は諸兄政権の軍縮政策の一環であると共に前年の大仏造営開始と密接に関連し、造兵司復置は仲麻呂政権の軍拡政策への転換および大仏完成と関係するであろう。

(40) 造兵司廃止後に編纂された『延喜式』では、規定上の整合性のために奏進主体を「兵庫」としているのであって、九世紀末にはすでに諸国器仗「様」貢進は行われていなかった。

(41) 前掲北註4論文は、献物帳の御弓に「大伴淡等(旅人)」「佐伯清麻呂」「坂上犬養」の注記を持つものは、「聖武天皇の寵遇を受けた」「三人が所持していた弓を聖武天皇に献上したものであった」とする。

(42) 後宮職員令に「兵司 尚兵一人、掌、供<sub>1</sub>奉兵器之事、典兵二人、掌<sub>同</sub>尚兵、女孺六人(8兵司条)」という規定があり、天皇に間近に仕える女官の中に兵器のことを供奉する特定の女官がいた。

(43) 岩波日本思想大系版『律令』職員令65内兵庫条の頭注はこの説をもとに「本来は天皇供御の武器の保管か」とする。

(44) 長和三年(一〇一四)三月十二日、内蔵寮不動倉が焼失したとき、そこには「累代宝物」「累代重物」「御即位雑具」「御即位御服并雑具」が収蔵されており、わずかに「御即位御服并雑具」だけ運出することができた(『小右記』長和三年(一〇一四)三月十二日条・十三日条)。「御即位雑具」のなかに威儀物が含まれていたということになる。しかし威儀掛甲の記載はない。村上即位式以後、「威儀掛甲」は外されたのか。

(45) 拙稿「捕亡令『臨時発兵』規定の適用からみた国衙軍制の形成―戦術革命と『武勇輩』の成立―」(『内海文化研究紀要』二二・二三号 一九九四年)、拙著『武士の成長と院政』(講談社『日本の歴史』07巻 二〇〇一年)では、律令的武芸練達官人(しばしば家業化していた)を「武芸官人」と概念化して、九世紀末〜一〇世紀前半の反乱鎮圧過程で戦術革命の洗礼を受け勲功賞によってその地位を獲得した、一〇世紀以降の「武士」と区別して把握した。

(46) 蔵人が錦袋入り威儀物甲冑を求めて捜した春興・安福両殿にあったのは、春風着用甲冑一領だけだった。光孝即位式の例からいえば、即位式の二日前に内兵庫掛甲四〇〇領は左右近衛府に頒給されることになっていたはずであるが(威儀掛甲を含む内蔵寮威儀物も本来は同じく二日前に大舍人寮に出給(『延喜式』大舍人寮 元正条))、『九曆』の記述からは、直前に四〇〇領の掛甲が出納されたような気配はうかがえない。先述した如く掛甲はすでに収蔵されておらず、即位式で近衛府が掛甲を着用することはなくなっていたのである。

(47) 秋田神社ネットワーク「建築儀礼」(ホームページ「鎮守の杜 秋田」)。 <http://akita.jinja33.hp.infoseek.co.jp/page2.htm>